

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 木付 親次

1 日 時

令和3年10月6日（水） 午前10時00分から
午後 3時18分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

木付親次、大友栄二、井上伸史、吉竹悟、今吉次郎、太田正美、後藤慎太郎、鴛海豊、
古手川正治、麻生栄作、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、
原田孝司、小嶋秀行、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、阿部長夫、衛藤博昭、森誠一、浦野英樹、木田昇、藤田正道、玉田輝義、
小川克己

6 出席した執行部関係者の職・氏名

総務部長 和田雅晴、農林水産部長 佐藤章 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第90号議案令和2年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第91号議案令和2年度大分県公債管理特別会計歳入歳出決算の認定について、第96号議案令和2年度大分県林業・木材産業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について、第97号議案令和2年度大分県沿岸漁業改善資金特別会計歳入歳出決算の認定について及び第98号議案令和2年度大分県県営林事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主任	麻生由香里
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	主任	飛鷹真典

決算特別委員会次第

日時：令和3年10月6日（水）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 部局別決算審査

（1）総務部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

（2）農林水産部

- ①決算説明
- ②質疑・応答
- ③内部協議

3 その他

4 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、総務部及び農林水産部の部局別審査を行います。

これより、総務部関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、総務部長及び関係課・室・所長の説明を求めます。

和田総務部長 それでは、まず初めに、お手元の令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の1ページをお開きください。

令和2年度一般会計及び特別会計歳出決算のうち、総務部関係について説明します。

一般会計の歳出決算額は、表の一番下の歳出合計欄の左から2列目にあるように1,619億8,043万4,630円となっています。

次に、2ページを御覧ください。

公債管理特別会計の歳出決算額は、歳出合計欄の左から2列目にあるように1,199億7,324万613円となっています。

決算内容の詳細については、後ほど担当所属長から説明します。

次に、お手元の令和2年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書について説明します。資料の1ページをお開きください。

まず、財政運営の健全化についてです。

措置結果の欄に記載しているように、財政運営にあたっては、中長期的な視点に立ち、持続可能な財政基盤を構築することを基本に進めています。

これをより確実なものとするため、令和2年3月には大分県行財政改革推進計画を策定し、財政調整用基金残高の330億円確保と臨時財政対策債等を除いた実質的な県債残高の6,500億円以下の水準維持を目標とし、健全財政

の堅持に取り組んでいます。

しかしながら、令和2年度は新型コロナウイルス感染症への対応や7月豪雨災害からの復興などに取り組んだ結果、年度末の財政調整用基金残高は299億円と目標の330億円を下回ることとなりました。

一方、県債残高については、国の防災・減災、国土強靱化5か年加速化対策事業を積極的に受け入れたことなどにより、総額では1兆556億円と増加しますが、交付税措置率の低い県債の発行抑制などに取り組んだ結果、臨時財政対策債等を除いた実質的な残高は6,250億円と目標の6,500億円以下を維持することができました。

こうした中、本年6月に策定された骨太方針2021において、一般財源の総額については2021年度の水準を下回らないよう同水準を確保するとされたところですが、今後も国の動向を見守りながら本県財政への影響を注視する必要があります。

このような状況の下、新型コロナウイルスの感染拡大防止と社会経済の再活性化に向けた取組や安心・活力・発展プラン2015の推進のため、先端技術を積極的に活用した新たな行財政運営の仕組みづくりや、より一層の歳入確保などに取り組む、財政調整用基金残高の確保と県債の適正管理を念頭に、適切な財政運営に努めていきます。

次に、2ページを御覧ください。収入未済の解消についてです。

県税の収入未済額については、より一層の徴収強化に努めましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により減収となった事業者等の徴収を1年間猶予する徴収猶予の特例制度が創設されたことに伴い、前年度に比べ5,377万1千円増加しました。

収入未済額の約5割を占める個人県民税については、互いに連携して滞納処分等を実施して

いる市町村に対し、県徴収職員の派遣を通じて徴収技術の向上を図るなどの徴収強化に取り組みました。

自動車税種別割については、コールセンターによる未納のお知らせや、滞納整理の早期着手に取り組むとともに、厳正な滞納処分を実施しました。

今後も、徴収技術向上のための研修会を通じて人材育成を図るとともに、県徴収職員の市町村への派遣、キャッシュレス決済の推進などによる納税手段の多様化を図り、さらなる収入未済額の圧縮に取り組んでいきます。

また、税外未収金の縮減については、債権管理マニュアルに基づく職員の取組の徹底や、外部の実務講師による債権管理研修の開催などに取り組み、令和2年度の税外未収金は前年度に比べ3,182万円余り減少しています。

今後も引き続き、外部委託の手法も活用するとともに、債務者や連帯保証人の行方不明や破産等により、回収不能が明らかになった事案においては、権利放棄の手続による不納欠損処理など、取り得る手法の検討を行いながら、適正な債権管理を徹底し、税外未収金の縮減に取り組んでいきます。

次に、11ページを御覧ください。個別事項の県庁におけるデジタル化の推進についてです。

県庁におけるデジタル化の推進については、ITを積極的に活用し、行政サービスの向上や事務の効率化・高度化に取り組んでいます。

庁内りん議については、定期的な電子決裁率の周知等で全庁をあげて電子化を推進しており、令和2年度には44.6%まで向上しました。テレワークについては、2年度から在宅勤務対象者を全職員に拡大するとともに、専用端末120台の追加配備やライセンス増設などの環境整備にも取り組んでいます。

さらに、新型コロナウイルス感染拡大防止のための職員1割の在宅勤務や毎月1回以上の在宅勤務の取組も行い、2年度の在宅勤務実施者数は延べ1万6,573人となりました。

行政手続のオンライン化については、2年度までに、年間100件以上の申請がある383

手続のうち、80手続をオンライン化しています。

加えて、キャッシュレス決済の導入も積極的に取り組みます。オンライン化の前提となる押印の見直しについては、2年度末に条例等で押印を求めている2,260手続のうち、2,121手続の押印を廃止しました。

また、県庁舎や総合庁舎の主要会議室に無線アクセスポイントを設置して会議のペーパーレス化を進めています。今年度は特に、コロナ禍の移動制限の中で企業や市町村とのWEB会議の利用が大幅に増加しています。このような社会の変化やニーズの高まりに対応して、県庁のデジタル化を今後ともさらに加速していきます。

続いて、右上に別冊とある大分県長期総合計画の実施状況（主要な施策の成果）について説明します。

資料の220ページをお開きください。

上から3番目のモバイルワーク推進事業です。

令和3年度の組織改正に伴い、総務部内に電子自治体推進室を置き、情報政策課の一部の事業が移管されたことに伴い、本委員会において総務部から説明します。

この事業は、職員の現場対応力を強化するため、必要なタブレット端末等の環境整備を行うものです。

主な事業内容は、職員の利用するグループウェアをスマートフォンで職場外でも閲覧できるようにする環境整備と、現場対応用のタブレット端末550台の配置です。

成果指標は、利用者の満足度で90.0%の目標値に対し、実績は90.0%でした。

事業の成果・今後の方針ですが、令和2年度は、7月の豪雨災害や農業参入した企業への支援など現場での説明対応のほか、新型コロナウイルス感染症対策として職員の在宅勤務でも活用しました。

さらに今年度は、コロナ感染症宿泊療養ホテルの派遣職員にも活用しています。引き続き、様々な場面で積極的に利用することにより、行政サービスの向上を図ります。

資料の374ページを御覧ください。

1番は県有財産総合経営推進事業です。

この事業は、未利用財産の売却や貸付けなど、県有財産の有効活用を推進することにより、歳入の確保を図るものです。

主な事業内容は、未利用財産の計画的な売却等に向けた測量、鑑定などの条件準備や入札実施の広報等を行うことにより、県有財産の利活用を推進するものです。

成果指標は、県有財産の売却等による収入額で目標2億2,400万円に対し、実績は2億2,600万円でした。

事業の成果・今後の方針ですが、売却に向けた条件整備の早期実施や効果的な広報などにより、県有財産売却等推進計画に基づく令和2年度の歳入確保目標額を達成することができました。

しかしながら、売却困難物件などが多く残っていることから、引き続き、利活用策の先進事例の調査・研究を行うとともに、効果的な広報の実施や市町村などの関係機関と連携強化を図りながら、未利用財産の売却等を促進していきます。

次に、2番の政策県庁を担う人材育成推進事業です。

この事業は、政策県庁を担う人材を育成するため、自治人材育成センターにおける研修メニューの充実や、女性職員のキャリア形成などを支援するものです。

主な事業内容は、①の地方創生を実現するための人材育成では、地域が求める政策を県職員と市町村職員がともに研究する地域政策スクールを実施しました。

また、部局別専門・技術研修では、4件の採択を行い、新型コロナウイルス感染拡大の影響により2件が中止となる中、外国人とのコミュニケーション講座など2件の地方創生に資する研修を実施しました。

②の女性職員のキャリア形成支援では、女性職員活躍推進セミナーの開催や、育休職員に対し託児サービス付きの研修受講機会を提供しています。

成果指標は、研修生の受講満足度で90%の

目標に対し、実績については87.9%となり、目標値を僅かに下回る結果となりました。

事業の成果・今後の方針は、研修生の受講満足度に応じた研修の見直しなどにより、効果的な研修を実施することができました。

今後は、年々増加する若手職員や女性職員の人材育成に向け、若手職員が受講する研修メニューの充実や、女性特有のライフイベントを見据えた早い段階からのキャリア形成支援を進めるなど、事業内容の充実を図り、政策県庁を担う人材の育成を推進していきます。

次に、3番の県職員の働き方改革推進事業です。

この事業は、ICTを活用したテレワークの推進により業務の効率化等を図るものです。

主な事業内容は、テレワークの推進による職場環境の整備を図るもので、具体的には在宅勤務専用タブレット端末のリース等を行っています。

令和2年度は、専用端末を120台追加して計140台の配備を行うとともに、専用端末を使用するためのユーザーライセンスを2,100名分増設して計3,700名分のライセンスを確保することで、ほぼ全職員がいつでも在宅勤務ができる環境を整えました。

成果指標は、在宅勤務実施者数で延べ480人の目標に対し、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から在宅勤務制度を積極的に活用したことにより、実施者数は大幅に増加し、1万6,573人となりました。

事業の成果・今後の方針ですが、令和2年度から在宅勤務制度の対象者を全職員に拡大し、本格的な運用を始めましたが、年度当初からの新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、活用は一気に進みました。

引き続き、柔軟な働き方や業務効率化のツールとして在宅勤務を活用していくとともに、感染症拡大、災害など非常時における業務継続体制確保の観点からも専用端末のさらなる活用を図り、県職員の働き方改革を推進していきます。

次に、375ページを御覧ください。

4番の税務業務アウトソーシング推進事業で

す。

この事業は、税務組織を効率化し、職員の専門性の向上を図るため、補助的業務を中心に県税事務所業務のアウトソーシングを実施するものです。

主な事業内容は、普通車及び軽自動車の申告書の受付・審査業務、申告書等の発送業務及び法人三税等申告書入力業務における外部委託です。

成果指標は、法人三税未登録法人調査等回数で545回の目標値に対し、実績は550回でした。

事業の成果・今後の方針ですが、補助的業務を外部委託することにより、未登録法人の捕捉や不申告法人の実態調査等に積極的に取り組むことができました。

引き続き、外部委託を実施することにより、適正かつ公平な課税の実現を図るための調査業務を重点的に取り組んでいきます。

最後に、5番はスマート自治体転換推進事業です。

この事業は、人口減少や少子高齢化の進行等に伴う構造的課題に確実に対応していくため、市町村行政におけるICT活用や公営企業の経営健全化を支援するとともに、市町村職員を県庁内の各所属で受け入れ、実務等を通じて専門性の向上等を図る市町村職員実務研修を実施するものです。

主な事業内容は、①の市町村行財政のスマート化支援として、県・市町村で構成する自治体行政スマート化推進会議等を計8回開催し、BPRの実施・検討を行うとともに、水道広域化推進プラン策定に向けた検討等を行いました。

②の地方創生を担う職員の人材育成として、市町村職員実務研修や地域づくり交流塾等を実施しました。

事業の成果・今後の方針ですが、AI・RPA等の導入に向けたBPR実施自治体数の目標が14自治体であるのに対し、実績は住民課の窓口業務のデジタル化に向けたBPR等を実施した自治体数が16自治体となり、目標を達成しました。

今後は、県と市町村で構成する電子自治体推進協議会において、AI・RPAの導入等に引き続き取り組んでいきます。

次に、令和2年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について御説明します。

初めに、包括外部監査の結果について説明します。

お手元にお配りしている令和2年度行政監査・包括外部監査の結果の概要資料の6ページをお開きください。

包括外部監査については、1に記載のとおり、監査機能の専門性を強化するため、公認会計士等の資格を有する外部専門家が監査を実施するものです。

令和2年度は3にあるとおり、雇用労働政策に関する事務の執行及び事業の管理についてを監査テーマとして、4に記載の着眼点から監査を実施していただきました。

5の監査の結果についてですが、不備や改善等の指摘を受けた項目が129件でした。

また、6のまとめとして、(1)就業者確保対策については、各事業のターゲットが重複しており整理ができていない。(2)大分県の雇用労働政策の推進については、各所管課がそれぞれで事業を構築し、断片的に事業を進めているという結論でした。

これを受けて、監査人から雇用労働政策課が情報共有と事業連携を密に行う総合的な調整役としての役割をこれまで以上に担い、各所管課施策等を横展開していく組織となることを期待するといった御意見をいただきました。

なお、総務部については、監査対象の事業はありませんでした。

行政監査については、当部では指摘等はなかったので、結果説明は省略します。

比護行政企画課長 まず初めに、総務部関係の歳入決算額の予算に対する増減額や歳出の不用額など、四つの項目について一括して御説明します。

お手元の決算附属調書の1ページをお開きください。

最初に、歳入決算額の予算に対する増減額に

ついて、主なものを御説明します。

まず、増収となったものについてです。表の左端の科目欄の一番上、県税のうち県民税法人が1,595万1,206円、中ほどの事業税法人が8,694万5,427円の増となっていますが、いずれも徴収率が見込みを上回ったことによるものです。

次に、減収となったものについてです。15ページをお開きください。

科目欄の県債のうち次の16ページ、上から2番目の農林水産業債が48億8,800万円、次の土木債が190億2,600万円、それぞれ減となっていますが、これは事業費の減や事業を令和3年度に繰り越したため、令和2年度に県債の発行を行わなかったことによるものです。

次に、19ページを御覧ください。不用額について主なものを説明します。

科目欄の上から13行目、総務管理費の財産管理費が1,769万5,944円となっていますが、これは未利用財産の測量に係る委託料等が見込みを下回ったことなどによるものです。

また、1行下の県庁舎別館及振興局費2,046万348円については、振興局運営費の需用費等が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものです。

また、科目欄の下から7行目、徴税費の賦課徴収費2,131万1,835円については、役務費及び償還金が見込みを下回ったこと及び経費の節減によるものです。

次に、23ページを御覧ください。

科目欄の下から4行目、土木管理費の営繕費1億3,835万3,202円については、県有建築物保全事業の工事請負費等が見込みを下回ったことによるものです。

次に、26ページを御覧ください。

科目欄の一番下、公債費の公債諸費2,224万8,355円については、県債の証券による発行額が見込みを下回ったことに伴い、手数料に不用が生じたものなどです。

次に、27ページを御覧ください。収入未済額についてです。

左端の科目欄の一番上、県税が15億2,077万3,249円となっています。

主な税目については、科目欄の上から3行目、県民税個人の7億2,388万9,278円や、その4行下の事業税法人2億9,417万4,497円で、主に税務調査による修正申告や更正処分に伴うもので、課税の際、既に破産や資金繰りの悪化などにより、納付が滞っているものです。

また、科目欄の中ほどの自動車税5,836万3,891円については、生活状況が厳しく納付が困難な納税者がいることなどが主な要因です。

その4行下の産業廃棄物税3億9万9,433円については、税務調査により更正処分を行った特別徴収義務者の納入が滞っているものです。

次に、33ページを御覧ください。不納欠損額についてです。

左端科目欄の一番上にあるように、県税が7,937万2,019円となっています。

不納欠損額の主な税目は、上から3行目の県民税個人が5,632万3,894円と最も大きく、次いで、34ページの科目欄の一番下、事業税個人が1,047万7,784円となっています。

不納欠損処分の理由としては、主に破産や納税資力がなくことなどによる滞納処分の執行停止から3年が経過したことや、時効が完成したことなどによるものです。

続いて、行政企画課関係の歳出決算の状況について御説明します。

令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の4ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり2億8,062万5,414円となっています。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、給与費2億2,253万9,502円で、これは行政企画課及び県有財産経営室職員29人分の給与費です。

また、一番下、指定管理施設利用者サービス

向上推進事業費 809万6,168円は、指定管理施設における緊急事案等への対応に要した経費です。

次に、6ページを御覧ください。

第2項第1目企画総務費の決算額は、1,004万4,921円で、主な内訳としては、事業説明欄にあるとおり、全国知事会負担金854万3千円のほか、九州地方知事会の連絡調整等に要した経費です。

上城知事室長 知事室分について説明します。

決算事業別説明書の3ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり1億5,318万9,034円です。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、給与費の決算額が1億3,198万9,653円となっていますが、知事、副知事及び知事室職員13人分の給与費です。

その下、秘書事務費の決算額は1,737万3,516円ですが、知事、副知事の用務及び秘書用務に係る旅費等の経費です。

その下、表彰事務費は382万5,865円ですが、11月3日の文化の日に行う知事表彰等、受賞者への記念品代等の経費です。

樋口県有財産経営室長 県有財産経営室分について説明します。

決算事業別説明書の5ページを御覧ください。

第2款第1項第7目財産管理費の決算額は、表の右上にあるとおり4億5,845万9,986円となっています。

主な内訳として、事業説明欄の一番上、県有財産維持管理費3億1,792万5,644円は、県有財産所在市町村交付金等に要した経費です。

上から2番目、県有財産総合経営推進事業費2,378万3,262円は、未利用財産の利活用を推進するため、条件整備や広報等に要した経費です。

その下、第8目県庁舎別館及振興局費の決算額は1億1,573万6,689円となっています。

これは振興局運営費において、清掃等委託料など振興局等総合庁舎の運営に要した経費です。

続いて、6ページを御覧ください。

第8款第1項第4目営繕費の決算額は、表の右上にあるとおり26億2,713万5,808円となっています。

これは県有建築物保全事業費において、中長期保全計画に基づき、県有建築物等の保全工事に要した経費です。

小石電子自治体推進室長 電子自治体推進室分について御説明します。

組織改正に伴い、情報政策課から移管された事業について説明します。

決算事業別説明書の152ページを御覧ください。

移管された事業は、第2款第2項第1目企画総務費の給与費、第2目企画調査費の事業説明欄の上から3番目、地域情報化推進事業から153ページの事業説明欄の上から4番目、Web会議利用推進事業費までと、第4目電算管理費の事業説明欄の一番上、庁内情報基盤運管管理事業費から154ページの事業説明欄の一番下、番号制度対応基盤システム整備事業費までとなります。

移管された事業の中から主な事業について説明します。大分県長期総合計画の実施状況についての221ページを御覧ください。

ICT活用業務効率化推進事業です。この事業は、行政効率の向上を図るため、ICTの積極的な活用や、AI、RPAの導入を推進するものです。

主な事業内容は、職員がパソコンで行う定型作業に、AI-OCRやRPAを導入することにより、紙の申請書をシステムに取り込む作業を自動化するものや、会議録の文字起こしにAIサービスを利用し事務を効率化するものです。

成果指標は、RPA等導入事務数で、21業務の目標値に対し、実績は18業務でした。

事業の成果・今後の方針ですが、2年度は、目標の12業務の自動化に対し、13業務で業務プロセス再構築の検討を行い、職員負担の軽減が見込める9業務にRPA等を導入しました。

結果として、導入を見送る業務が見込みを上回ったことにより、目標である累計21業務には達していません。

3年度は、既に導入している業務の安定稼働と、一部業務の横展開による導入所属の増に取り組んでいきます。

なお、会議録の文字起こし事務については、2年度はコロナ禍の影響で会議開催数が減少したため、919時間の削減目標に対し、520時間となりました。今後も会議事務の効率化に取り組んでいきます。

松原県政情報課長 県政情報課分について説明します。

決算事業別説明書の8ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり1億9,189万6,053円となっています。これは、県政情報課・法務室及び公文書館職員26人分の給与費です。

次に、第4目文書費の決算額は1億5,424万5,087円となっています。

主な内訳として、事業説明欄の一番上、文書収発・浄書集中管理費7,690万1,075円は、公文書の収受、発送、浄書に要した経費です。

次の法制事務費2,777万3,039円は、条例・規則の制定・改廃、大分県報の発行等に要した経費です。

9ページに移り、上から2番目の公文書館運営費3,434万9,939円は、公文書館における歴史的公文書の収集・管理等に要した経費です。

渡辺人事課長 人事課分について説明します。

決算事業別説明書の10ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり49億1,270万8,780円となっています。

主なものは、事業説明欄の給与費の超過勤務手当と退職手当となっており、どちらも知事部局等の職員分を人事課で一括計上しています。

その下、第2目人事管理費の決算額は2億1,

116万8,769円となっています。

主な内訳ですが、事業説明欄の一番上、人事事務費6,456万9,205円は、人事課非常勤職員の報酬や人事給与及び人事事務の運営に要した経費です。

事業説明欄の上から2番目、職員研修費4,128万4,806円は、職員の能力・意欲向上を図るための各種研修に要した経費で、研修を実施している公益財団法人大分県自治人材育成センターに対する負担金等です。

事業説明欄の上から4番目、県職員の働き方改革推進事業費1億216万7,158円は、テレワークの推進による職場環境整備に要した経費で、在宅勤務用端末やユーザーライセンス調達に係る委託料等です。

次に、11ページを御覧ください。

第3目職員厚生費の決算額は1億5,023万3,937円となっています。

主な内訳ですが、事業説明欄の一番上、健康管理事業費7,567万3,484円は、職員の定期健康診断等に要した経費です。

その下、安全衛生管理事業費2,855万694円は、労働安全衛生法や大分県職員安全衛生管理規程に基づき、職場における安全衛生活動等に要した経費で、主なものは、産業医及び非常勤保健師の報酬等です。

次の12ページをお開きください。

第9目恩給及退職年金費の決算額は783万8,364円となっています。これは、昭和37年の共済制度発足以前に退職した方やその遺族に対し、年金にあたる恩給を支給したものです。

その下、第10目諸費の決算額は2,738万3,492円となっています。これは、職員住宅の維持管理等に要した経費です。

高木財政課長 財政課分について説明します。

決算事業別説明書の13ページを御覧ください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり2億2,259万1,636円となっています。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、給

与費は1億9,402万3,067円であり、財政課職員25人分の給与費です。

次に、第5目財政管理費の決算額は3,732万3,625円となっています。

主な内訳としては、予算編成、財政実態調査及び財政報告経費2,032万3,625円ですが、これは、予算編成や各種財政調査に要した経費で、予算編成システム及び新公会計システムの管理等委託料などです。

その下、諸費1,700万円です。これは平成25年度に一般財団法人となった県職員互助会から、残余財産の年度別計画による寄附を受け入れて県有施設整備等基金へ積み立てたものです。

次に、14ページをお開きください。

第2項第2目企画調査費の決算額は45億円となっています。これは、新型コロナウイルス感染症への対応や社会経済の再活性化の財政需要に備え、おいた元気創出基金に積立てを行ったものです。

続いて、第12款第1項第1目元金です。決算額710億7,317万1,453円と、次の15ページの第2目利子、決算額60億2,372万5,200円については、県債の償還に必要な元金及び利子を公債管理特別会計へ繰り出したものです。

また、14ページの元金のうち、減債基金積立金は、市場公募債の30年満期一括償還に備え、残高の3.3%相当額を積み立てるものです。

次に、15ページの第3目公債諸費の決算額は1億5,927万8,645円となっています。これは、市場公募債などの発行時に金融機関等に支払う手数料などです。

次に、16ページをお開きください。

第13款第1項第1目積立金の決算額は43億5,382万277円となっています。これは、令和元年度決算剰余金の一部を条例に基づき財政調整基金及び減債基金に積み立てるとともに、令和2年度最終専決補正予算で、今後の県有施設の計画的な保全等に備え、県有施設整備等基金に積立てを行ったほか、基金の運用利

息の積立てを行ったものなどです。

その下、第14款第1項第1目予備費です。

予備費充当額は、事業説明欄の右端にあるとおり5,489万8,259円で、個別の充当額については、各部事業課において本冊子に計上しています。

次に、17ページを御覧ください。公債管理特別会計についてです。

この特別会計は、借換債の発行額が年々増加していく中で、一般会計の実質的な予算規模を把握するとともに、公債費の経理を明確化することを目的としています。

この特別会計の令和2年度決算額のうち財政課分ですが、まず、第1款第1項第1目元金は1,139億3,917万1,453円で、その下、第2目利子は60億2,371万7,464円です。

元金の事業説明欄の上から2番目、元金（借換債分）423億7,100万円は、令和2年度に借換えを行ったもので、そのほかは一般会計からの繰入金及び減債基金繰入金を財源として県債の償還を行ったものです。

一番下、第3目公債諸費の決算額は1,035万1,696円です。これは、借換債の証券発行に係る手数料や償還時の支払手数料などです。

山口税務課長 税務課分について説明します。

決算事業別説明書の18ページをお開きください。

第2款第3項第1目税務総務費の決算額は、表の右上にあるとおり13億530万8,987円となっています。これは、県税の賦課徴収に従事している税務職員185人分の給与費が主なものです。

その下、第2目賦課徴収費の決算額は35億52万1,165円となっています。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、県税事務運営費10億9,334万7,024円となっていますが、法人二税等の還付金である償還金利子及び割引料が主なものです。

その下、県税徴収事務費20億6,006万5,522円となっていますが、個人県民税を

徴収した市町村に対し、地方税法に基づき交付する県民税徴収取扱費が主なものです。

次に、20ページをお開きください。

第13款第2項第1目地方消費税清算金の決算額は314億1,569万4,428円となっています。これは、本県に納入された地方消費税を、配分割合に応じて、他の都道府県へ支出するものです。

次に、23ページをお開きください。

第7項第1目地方消費税交付金の決算額は251億6,851万4千円となっています。これは、清算後の地方消費税相当額の2分の1を、県内の市町村に対し、市町村の人口及び従業者数で按分して交付するものです。

なお、それぞれの交付金の市町村別の交付状況については、25ページから28ページに記載しています。

井下市町村振興課長 市町村振興課分について説明します。

決算事業別説明書の29ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり3,166万3,257円となっています。これは、市町村振興課職員27人のうち4人分の給与費です。

その下、第8目県庁舎別館及振興局費の決算額は11億9,269万2,370円となっています。

内訳としては、事業説明欄の一番上、給与費11億815万5,643円となっていますが、振興局職員152人の給与費です。

その下、振興局運営費8,453万6,727円となっていますが、これは振興局の運営に要した経費です。

次に、30ページをお開きください。

第2項第2目企画調査費の決算額は124万6,421円となっています。これは、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域の振興対策の推進に要した経費です。

その下、第4項第1目市町村連絡調整費の決算額は2億9,490万6,311円となっています。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、給与費が1億4,114万7,847円となっていますが、市町村振興課職員21人分の給与費です。

上から2番目、市町村行政基盤拡充事業費6,655万7千円については、市町村における権限移譲事務の執行に要した経費です。

次に、31ページを御覧ください。

中ほどの第2目自治振興費の決算額は4億6,813万5,993円となっています。これは、公益財団法人分県市町村振興協会に対する全国自治宝くじの収益金交付などに係る経費です。

次に、32ページをお開きください。

第5項第1目選挙管理委員会費の決算額は1,626万7,416円となっています。これは、市町村振興課職員2人分の給与費と選挙管理委員4人分の報酬など委員会の運営に係る経費です。

その下、第2目選挙啓発費の決算額は319万1,989円となっています。これは、常時啓発である明るい選挙推進事業費に要した経費です。

次に、33ページを御覧ください。

第3目地方選挙費の決算額は1,919万652円となっています。これは、令和2年12月に執行された大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の執行管理に要した経費です。

佐藤総務事務センター所長 総務事務センター分について説明します。

決算事業別説明書の34ページをお開きください。

第2款第1項第1目一般管理費の決算額は、表の右上にあるとおり4億5,649万6,849円となっています。

主な内訳としては、事業説明欄の一番上、給与費が8,728万2,004円となっていますが、総務事務センター職員11人分の給与費です。

その下、総務事務集中処理事業費が5,385万2,463円となっていますが、職員の給与及び旅費の事務を行う会計年度任用職員の雇用及び総務事務システムの運用等に要した経費

です。

その下、職員管理費2億4,506万5千円については、総務事務センターにおいて一括して計上している知事部局等の職員に支給した児童手当等です。

その二つ下、総務事務システム再開発事業費6,684万8,800円については、新しい総務事務システムの開発に要した経費です。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、歳入のことですが、この間の5年間の推移を見ると、令和2年度は県税収入が大きくへこんでいます。

地方消費税清算金は、消費税の10%の増税で丸々1年間分、令和2年度は入っていますが、県民負担が結局、これは裏返しに増えていることとなります。様々な施策を講じてコロナ対策をしていますが、99.9%の中小企業・事業者の体力が限界に来ていると思われま

す。そういう意味から、自主財源の確保対策と交付税増額の国への要請、いろいろされると思いますが、そういうものはどういう状況かを聞きます。

次に、会計年度任用職員について、先日の総務企画委員会でも部長は給与の差について、責任感や労働時間の違いという表現をしていましたが、任用職員も県職員と同じような仕事をしています。補助的な仕事内容ではない部署もあります。給与は生活費という観点から月給料の引上げも検討すべきと思いますが、どうでしょうか。

次に、主要な施策の成果の374ページ、県職員の働き方改革推進事業。さきほど120台端末を増やして140台という報告がありました。それで3年度の目標で延べ5,600人の職員に対応できるという話がありましたが、140台と5,600人、どういう整合性があり

ますか。

あわせて、その5,600人というのは実数——延べではなく、実数は何人を対象にされているのか。在宅では、パソコンを使ったり、通信費、水道光熱費等の費用がかかると思いますが、そういう費用はどういう形で負担されているのか。また、退勤処理の管理はどうされているのか。

次に、主要な施策の成果の375ページ、税務業務アウトソーシング推進事業。これは申告書の受付とか入力業務等になっていますが、外注の場合は、県が直接委託労働者に指示することは偽装請負になりますが、県としての指揮命令系統はどのようになっているか。また、申告書の個人情報の漏えい防止等をどうされているか。

次に、同じく375ページ、スマート自治体転換推進事業。16市町村の住民課の窓口業務のデジタル化となっていますが、これはどういうシステムか。

あと電子自治体推進室、主要な施策の成果の221ページ、ICT活用業務効率化推進事業です。RPA導入による業務縮減時間の令和元年度と2年度の実績値がかなり低くなっています。県職員の負担軽減につながらない業務があったと成果にも記載されていますが、具体的にどのような業務だったのか、長時間労働の是正にどのようにつながったのかということ。

最後に、事業別説明書の154ページ、総合行政ネットワーク運営事業費。政府共通ネットワークを結ぶとありますが、どのようなシステムか。

以上、少し多いですが、よろしくお願ひします。

高木財政課長 私から、まず財源の確保対策等について御説明します。

令和2年度については、主な自主財源である県税収入が法人二税を中心に新型コロナウイルス等の影響により減少した一方、地方消費税清算金が消費税率の引上げの平準化により増加したことから、全体としては増となっています。

そのような中、今後もしっかり感染防止対策

や社会経済活動の再活性化に取り組み、税収の回復を図っていく必要があると考えます。

また、それ以外にも、激甚化する自然災害への備えや大分県版地方創生の取組も着実に前進させていかなければなりません。このため、臨時交付金や国土強靱化5か年加速化対策などの国の財政措置を積極的に受け入れるほか、交付税措置の有利な県債を最大限活用しながら、自主財源のもう一つの柱である財政調整用基金の残高確保にしっかり努めていきたいと思ひます。

加えて、地方交付税についてですが、さきほど部長の説明でもあったとおり、そのよりどころである一般財源総額について、令和6年度まで今年度の水準を実質的に確保する方針が国から示されています。しかしながら、今後も高齢化に伴う社会保障関係費の増加が見込まれることから、そのような増加する財政需要を的確に反映し、安定的な財政運営ができる、それぐらい必要な地方交付税の確保、充実を引き続き国に対して強く求めていきたいと思ひます。

渡辺人事課長 まず、会計年度任用職員についてですが、会計年度任用職員の業務は事務補助的な業務や専門性をいかした業務、また、正規職員の業務の一部を担う業務など様々です。

そうした中で、正規職員と会計年度任用職員とでは業務の内容や質、量に差があるとともに、決裁や判断上の責任、そして、他所属や外部機関との調整など職責自体が異なっています。給与は、これらの職責等に応じて定めることから、正規職員と会計年度任用職員とでは一定の差があるものとなっています。

なお、会計年度任用職員の報酬、いわゆる給料については、類似する職務に従事する正規職員との権衡、当該会計年度任用職員の業務内容等を考慮して定めており、現時点での会計年度任用職員の報酬単価の設定は適正なものと考えています。

続いて、在宅勤務についてです。

在宅勤務の専用端末としては、現在140台を確保し、業務内容を勘案しながら各所属に配備しています。さらに、農林水産や土木の現場などで活用するモバイルワーク端末が550台

あります。この効果的な活用とあわせ、原則1所属1台以上の配備を行い、所属間、部局間での調整を行いながら活用してきており、必要な端末数は確保できているものと考えています。

令和3年度の目標値、年間延べ実施者数5,600人日については、専用端末140台を毎日使い続けた場合のその50%の稼働率ということで、高めの目標設定をしています。さきほど言ったモバイルワーク端末の活用とあわせることで希望する職員が問題なく実施できる設定となっていると考えています。

在宅勤務は、広くたくさんの職員に使ってもらうことも必要ですが、何より育児、介護と仕事の両立など使いたいときに使える環境を整備することが重要と考えています。このため、実数の目標値はつくらずに、どれだけ実施されたかを表す延べ人数を目標値として設定しています。

また、在宅勤務に係る費用負担については、通信機能を搭載した専用端末を貸与することで通信費の負担についてはありませんが、その他の光熱水費や電話代等については、現状では職員が負担することとしています。

今後、国や他の地方公共団体の動向を踏まえながら、職員アンケート等で職員の声にも耳を傾け、職員が利用しやすい在宅勤務環境の整備を引き続き検討します。

最後に、在宅勤務時の勤務時間の管理についてですが、在宅勤務は原則時間外勤務を命じないものとしています。しかしながら、もし時間外勤務になった場合でも、専用端末の利用により勤務時間管理システムと連動しているので、パソコンの稼働状況が確認できることになっています。このことにより勤務時間について適切に把握できるようにしています。

山口税務課長 私からは、税務業務アウトソーシング推進事業に関する御質問にお答えします。

まず1点目、申告書の受付や入力業務を外注する場合の県としての指揮命令系統についてです。

申告書の受付や入力などの補助的業務を外部に委託する際には、委託業務の従事者が県税事

務所内等で業務に従事することについて、労働者派遣法に規定する労働者派遣に該当することのないよう、委託業務従事者に対する指揮命令系統を明確にする措置を講じています。

具体的には、受託業者は業務従事者を管理監督する責任者を定め、業務の実施に関する指示や勤怠管理等を自ら行うことになっています。また、県からの業務に関する指示等は全てこの責任者に対して行い、県が委託業務従事者に直接指示することなどが無いようにしています。

次に2点目、申告書の個人情報の漏えい防止対策についてです。

個人情報等の取扱いを伴う業務を委託する際は、県が保有している個人情報等の保護対策の一貫性を確保するため、秘密の保持、複写、複製の禁止、目的外利用や第三者提供の禁止、安全管理など、県と同様の適正な取扱いを行うための様々な措置を契約に明記し、受託業者に義務付けています。

一つ例をあげると、委託業務の実施に伴う個人情報等のデータは、業務完了時に受託業者が完全に廃棄又は消去し、その旨を県に報告することとなっています。さらに、必要に応じて県職員がその現場に立ち会うこともできるようになっています。これまで情報漏えい等は起きていませんが、引き続き個人情報等の保護対策には力を入れて取り組みます。

井下市町村振興課長 私から、住民課窓口業務のデジタル化に係るシステムについてお答えします。

これは転入出など住居変更に係る窓口手続を自動化するシステムです。例えば、これまでは大分市から日田市に引っ越しする場合、住民は大分市で転出証明書を発行してもらい、それを引っ越し先の日田市で、転入届に手書きして転出証明書と一緒に窓口提出しています。日田市の住民課の職員は、その手書きされた内容を確認した上で、住民基本台帳システムに手打ちで入力しています。このシステムを導入すると、大分市で発行した転出証明書を日田市の職員が専用の機械でスキャンします。それだけで氏名とか転入先の住所が日田市の支援システムに自

動登録されるため、職員がプリントアウトした転入届に住民が署名するだけで手続が完了という形になります。

また、転入に伴い発生する国保、それから児童手当、そういった窓口手続に必要な申請書についても住民課窓口で同時に作成されることとなるため、住民は署名した申請書を提出するだけで全ての手続が完了することになります。

令和2年度に自治体行政スマート化推進会議でシステム導入について検討を進めてきました。今年10月から日田市において新しいシステムの運用が始まりました。また、電子申請システムによる事前申請もできるように検討している市町村もあります。

小石電子自治体推進室長 ICT活用業務効率化推進事業についてお答えします。

令和2年度に行った業務フローの見直し、BPRと言われる作業を行った結果、職員負担軽減につながらないと判断した主な業務ですが、一つは精神障害者保健福祉手帳の判定、交付に関する業務です。

この業務は、精神保健業務管理システムを活用していますが、ほかの業務とも共用しています。そのほかの業務で既にシステムに登録されていると、定型作業の自動化を行うRPA処理で、新規の申請であっても登録済みと判断し、対象外としてしまうことから、負担軽減につながらないということで導入を見送りました。

それから、二つ目に教員採用選考の成績一覧表の入力及び確認に関する業務です。

手書きの採点表を読み取って電子化を行うAI-OCRの機能を利用するためには、スキャンしてPDF化する作業や読み取り結果の確認、訂正作業が新たに発生し、結果として作業時間が増加することがあります。以上の理由により、RPAの導入には至っていません。

次に、逆に令和2年度のRPA化等の対応により勤務時間の縮減につながった主な業務ですが、一つは国税連携システムに関する業務です。

従来は、手作業で国税連携システムから前日登録分の確定申告のデータを検索し、額面が290万円以上の確定申告に絞って印刷していま

した。RPAにより、その全てが自動化されました。

それから、二つ目に食品衛生法に係る飲食店営業許可証の発行に関する業務です。

従来は、申請書の内容を手作業で台帳システムに入力していました。RPA等により、申請書のデータを電子化し、台帳システムへの取り込みも自動化しました。

それから、三つ目に食中毒注意報の発表に関する業務です。

従来は、気象庁からのメールで気温、湿度などが毎朝通知されますが、それを基に食中毒注意報発令の判断、注意報発令のお知らせの公文書作成、文書の起案、関係各課への連絡及びフェイスブックへの投稿といった業務を人の目を見て、手作業で行っていました。RPAにより、今言ったところで決裁以外の全ての作業を自動化しました。この結果、2,131時間の勤務時間削減につながりました。

次に、総合行政ネットワーク運営事業費について御説明します。

まず、政府共通ネットワークは国の省庁間を接続するネットワークです。この事業は、地方公共団体のLANを相互に接続するLGWANの維持運営費、それから、LGWANと政府共通ネットワークを接続する閉域ネットワークの維持運営費に関する負担金です。

堤委員 まず一つ、会計年度任用職員の関係で、同一価値労働同一賃金と言われるですね。職種によっては全く一緒、職員と同じ仕事をされているわけですね。ただ、給与は当然違います。だから、そういう点からすると、同一価値労働と同一賃金は、会計年度任用職員であったとしてもそれは適用されないといけないと思いますが、そういう観点はどうなのかを一つ聞きます。

さきほどのテレワークの関係で、確かに通勤時間がなくなったとかはありますが、端末の通信費だけは県が面倒を見るが、それ以外は本人だと。国の動向を見ると言っていたけど、県としてそういうところはきちっと主張すべきだと思いますが、具体的にそういうものは検討されているかが一つ。

最後に、さきほどのLGWANとの関係で省庁間をネットワークでつなぐということで、俗に言う標準化、いろんな行政手続の標準化というのが今出されていて、その一環としてやられているのかを確認します。

渡辺人事課長 まず、同一労働同一賃金の考え方については、私の方でも理解しているつもりです。

ただ、さきほど説明したとおり、正規職員と会計年度任用職員の業務については、その業務内容、あと主に責任、さきほど言った他の機関との調整とか、全体的な統括業務等もあり、そういった責任の違い、職責の違いがあると考えているので、さきほどの答弁どおりで、正規職員と会計年度任用職員には給料の差があると考えています。

それともう1点、在宅勤務についての経費の負担についてですが、これもさきほど答弁したとおりで、内容については今委員も言われたとおり、国の動向等を見ながら。まだ国もほかの県もその分の経費をどうするかを今検討している最中です。大分県も同じようにそれを考えているところなので、またその動向も見ながら検討していきたいと思います。

小石電子自治体推進室長 標準化の一環でやるのかという御質問です。

この総合行政ネットワーク運営事業については従来から運用されていて、全国の自治体間のネットワークと国のネットワークを結ぶものです。その運営に要する経費です。

堤委員 最後に質問しますが、責任の違いと言ったけど、では、会計年度任用職員には責任はないという判断でいいわけですか。

もう一つは、テレワーク中の事故とか労災、そういう対応はどうされていますか。

渡辺人事課長 責任がないということではなく、例えば、委員が常任委員会の中で例にあげられた総務事務センターの仕事の中でも、会計年度任用職員については、受付入力や受付計算という事務をしており、これは従来職員が行う業務の一部である。ただ、正規職員については、それプラス、さらに審査だったり、あと給与の支

給、税等の支払、それに関する他機関との調整があり、そういった部分を職責の違いと言っているということです。

もう一つ、公務災害の部分については、在宅勤務時であっても条件が認められれば公務災害の対象になります。

原田委員 私は、大分県歳入歳出決算概要 1 1、1 2 ページの一般会計歳入財源別分類表の県税について質問します。

県税については、いろんなところで出ていますが、落ち込みが 3. 8% だったというこの数字ですね。私はもっと落ち込むのではないかと思っていました。このことについて、2 年度の決算ですから、3 年度は既に今年度、前年度比 1 0. 7% 減の 1, 1 4 3 億円と見込んだ予算をつくっていますから、ますますこれが広がっていくんだなと思います。また、この 3. 8%、いわゆる新型コロナウイルス感染症が始まった年の決算として、全国的な状況もあわせて大分県の状況をどのように考えているか、ぜひ聞きたいと思います。

山口税務課長 令和 2 年度の県税収入決算見込みが対前年度マイナス 3. 8% となっていることについて、どう考えるかです。

本県の令和 2 年度の県税収入決算見込額は 1, 2 0 3 億 8 千万円で、前年度に比べ、マイナス 3. 8%、額にすると約 4 8 億円の減となります。これに対し、全国では新型コロナの感染拡大に伴う企業業績の悪化等により、地方法人二税が大幅減となりましたが、地方消費税が税率引上げの影響で増となったことと、個人県民税が前年所得にかかるので、給与所得の増加と、あと好調だった株式の売買によって増となったことなどにより、総額では対前年度 0. 1% の増となっています。

ただし、個別の都道府県で見ると、2 1 都府県が増収となる一方で 2 6 道府県が減収となるなど、新型コロナの税収への影響は団体間でばらつきが生じている状況です。

本県は減収となった方の県に入りますが、これは新型コロナの影響による企業業績の悪化に加え、火災による県内大手製油所の運転休止の

影響を受け、地方消費税が減収となったことが大きな要因であると考えています。

なお、令和 3 年度の税収は企業業績の持ち直しとか、製油所の運転再開により、これまでのところ前年度を上回っていますが、コロナの影響による景気の下振れリスクも懸念されています。引き続き、景気動向や税収の推移を注視しながら、的確な県税収入の確保に努めていきたいと考えています。

原田委員 よく分かりました。その県の企業の構成みたいなもので、やはり大きく変わってくるんだなと改めて感じました。

木付委員長にもお願いですが、この決算を基に、これから来年度の予算編成が組まれていくから、その考え方についての関連として質問したいと思います。もしも委員会の意図を逸脱するようだったら、また御指摘してください。

そもそも今年度、令和 3 年度の予算編成は、これまでにない形だったと私は捉えています。2 0 年ぶりの 7 千億円超えという規模ももちろんですが、内容を見ると、県税収入が前年比 1 0. 7% の減、地方交付税は 4. 1% 増、国庫支出金 1 6. 6% 増、臨財債に至っては 6 7% 増になっていると。今までの予算編成の大体のところとかなり違っている。これから予算編成されていきますが、コロナの影響によりさらにそれがもっと加速すると言うか、大変な作業になってくるんだと思っています。来年度の予算編成に向けての考え方を、和田総務部長か高木財政課長にぜひ聞きたいと思います。

和田総務部長 来年度予算編成に向けた考え方ですが、まず、令和 3 年度予算編成を振り返ると、基本的には昨年 1 2 月の時点で、国の方で地方財政対策を組み、その時点で地方交付税や臨時財政対策債をベースに予算編成をしています。恐らく当時は非常に厳しい状況だったので、かなり税収が落ち込むだろうという見込みもあったし、それに伴い地方交付税、臨財債共に増えている状況です。

しかしながら、御案内のとおり、令和 2 年度の国税決算は予想に反して過去最高を更新するというので、現時点では今年度の地方税収も

昨年度の国税の決算税収を踏まえるとかなり好調に推移する可能性があるのかなと思っています。

さはさりながら、税務課長も答弁しましたが、一方ではコロナの下振れリスクもあるので、非常に今後の予測を立てるのが難しい予算編成になるかと理解しています。国でも結果的には大きく予想をたがえてしまった状況ですが、できるだけ直近の情勢をにらみながら、また、国の動向も適切にとらまえながら歳入歳出を見積もって、適切な予算を組んでいきたいと考えています。

原田委員 よく分かりました。ただ、大分県は観光を基幹産業とした産業構成の中で、もろに影響を受けているのは肌で感じるところがあるので、話を聞きながら、ああ、そうなのかなと思っています。

ただ、やはり指摘しておきたいのは、臨財債については、3月の予算特別委員会のとくに和田部長から国はちゃんと交付税に積算しているということを知ったので安心していますが——実際はちょっと疑っているところもありますが、臨財債を除く県債残高が行財政改革推進計画の6,500億円という目標に対し、既に6,326億円、いわゆる天井近くなっている。さらに、さきほど財政課長が言われましたが、財政調整用基金も標準規模の10%の330億円ですか、その確保が大きな課題になっている。そういった中での予算編成になってくるんだなと思っていますから、その話はまた別の機会ぜひ考え方を聞きたいと思っています。

守永委員 さきほど堤委員が質問された事業と重なる部分がありますが、主要な施策の成果の375ページ、税務業務アウトソーシング推進事業のことで、この活動指標の中で、法人入力等作業時間の削減だとか申告書等発送作業時間の削減として時間数を、目標設定なり、実績値で報告されています。数字だけここにありますが、この数字の捉え方はどのような形で設定し、取りまとめているか、教えてください。

目標値が5,597時間になると思います。実際、アウトソーシングさせる業務そのものを

積み上げた時間になるだろうと思いますが、実績値の捉え方はどのようにされているでしょうか。

また、事業の内容について、労力を投下しなくてもよい業務内容を検討しているだろうと思いますが、これまでどのように議論されたかという形態や、どのようなアイデアなどが議論されているでしょうか。その辺が分かれば教えてください。

山口税務課長 税務業務アウトソーシング推進事業に関する御質問です。

まず1点目、活動指標である作業時間数はどのように取りまとめたものなのかですが、法人入力等作業、それから、申告書等発送作業に要する時間数については、県税事務所職員からの聞き取り結果などから推計した1件当たりの所要時間に、目標値は総件数の見込み、それから、実績値は総件数の実績を乗じて算出したものになります。

2点目、事業の内容について、議論の形態やどのようなアイデアがそ上に上がっているのかですが、民間事業者に委託可能な業務としては、差押えなどの滞納処分や課税額の賦課決定処分などの公権力の行使にはあたらない補助的な業務であるとか、事前準備的な業務が考えられます。

地方税の申告納付手続のオンライン化が今急速に進展している状況なので、現時点でそ上に上がっている業務はないですが、より専門性の高い業務に職員が専念できるように現場職員の意見も聞きながら、引き続き対象業務の拡充等を検討し、この取組を進めることによって、結果として人材の育成や税収の確保につなげていきたいと考えています。

守永委員 さきほどの実績値については、結局アウトソーシングを受けた業者がどのくらいの時間で終えたかという実績でよかったのかを確認したいのと、そういう状況の中からは、目標値に対して実績値が下回っているというのはどういう評価になるのかなというのが、結局、たまたま件数が少なかったとか、業務が効率的に行われたとか、そういったことで実績値とし

て低い数字であること自体は評価すべき、いわゆる参考数値にはなりますが、このところにあがるべきものなのかなと。もしあげるのであれば、逆にその時間が削減できたら実質的な削減時間だと見るべきなのかなと、ちょっと悩ましいと思ったところがありますが、そういったことも含め、活動指標なり成果指標はもう少し検討を加えた方がいいかなという思いもしました。

いずれにしても、さきほど検討経過については説明いただきましたが、本来の専門的な業務にもっと集中できる環境をつくっていくのが環境整備の上では大切なことだと思っているし、通常の業務をする中で様々な電話の対応をする場合だとか、特に専門的な作業の途中でどうしても中断せざるを得ないという状況が公務職場の実態だろうと思います。そういったことも含め、効率よく伸び伸びと仕事ができる環境をつくっていただきたいと思います。

山口税務課長 ありがとうございます。

この活動指標の目標値と実績値ですが、結局、実績値の時間数が実際業者がその件数を処理した時間になるので、丸々その時間が節約できたことになるかと思っています。

今御指摘があったように、活動指標、それから、成果指標についてももう少し検討した方がいいのではないかについては、改めてまた検討したいと思います。

木村委員長 ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

麻生委員 一般会計及び特別会計決算事業別説明書10ページの一般管理費、給与費について、超過勤務手当についての説明がありました。

令和2年度というと、コロナの発生で保健所業務とか、7月の豪雨災害で農林水産部とか土木建築部は一時的に大変な業務量で、当然超過勤務手当が一気に増えているのではないかと思います。

そんな中であって、当然基準値を超える超過勤務をやらざるを得ないこともあったらろうと。そういった部分はしっかり把握し、改善されていることと思いますが、そういった部分につい

での分析、検証、そして、それをガバナンスとして所属長の評価基準のデータに落とし込むと言うか、臨機応変にそこをどのような形で乗り切るかという仕組みがまだ見えてきていないのではないかなと思います。

私自身、議長のとときにコロナの関係で、議長車の運転手については、直ちに保健所のどこか応援に行けるところがあれば行く形とかを取ったわけですが、県庁内部の部局横断の職員の応援と言うか、助け合いと言うか、そういった部分について事務分掌がありますが、ふだんからそういった仕組みづくりを構想しておく必要があるかと思っています。全くそういう部分では、今回はこうだったと、コロナだったから、あるいは豪雨災害だったからと、そこで終わっている気がしてなりません。県庁の人材を、いかに限られた人材の中で、行革もやらざるを得ない中で、やはり仕組みとしてつくっていく必要があるかと思いますが、そのあたりについてどのように考えているか、お示し願います。

渡辺人事課長 委員が仰せのとおり、限られた職員、人材の中で、コロナ、災害といった大きな業務量に対して対応していかないといけない状況が続いています。

その中で、人事課としても全庁横断の体制ということで、例えば、コロナであれば、それを中心でやっている感染症対策課等の本庁、あとワクチン接種業務、宿泊療養施設に全庁横断で応援をしていった、これはいまだに続けています。

さらに災害についても、昨年度の7月豪雨災害の折には土木職員と技術職員が不足したので、そういったところを、これも土木職員なので職種は限られますが、土木建築部の中でどういう形でやっていくか計画を立て、重点的に応援していきました。

これについては、これまで常々災害にしてもコロナにしてもそういうことでやってきており、それを踏まえ、今後起きたとき、例えば、コロナの第6波が起きたときにどう対応していくか、そういったことも我々は考えながら応援計画をつくっています。そういったことでノウハウを

蓄積していき、しっかり全庁で体制をつくれるようにしていきたいと思います。

麻生委員 今の答弁を聞いた中では、まだ余り変わらないのかなと感じざるを得ないことを指摘しておきます。

それで、超過勤務による自死、自殺等、それに県が提訴される案件もあるやに伺っていますが、正しくこれはしっかりとした評価スキルというか、管理職の統治スキルをデータベースでしっかり情報共有しながら、例えば、この部局が大変だと、では、どこの部局に応援をお願いするという部長同士のやり取りとか、どの段階でどのようにやっていくかという部分を総務部長を含めて当然やっていく必要があるかと思うので、人事評価ともしっかりリンクさせ、情報共有を含め、超過勤務の実態把握とか、それをリアルタイムでやっていく必要があるかと思えます。それがしっかりと人事評価制度にリンクしているということは必要不可欠な条件になるかと思うので、そのあたり、部長の考えを伺います。

和田総務部長 まず、超過勤務時間ですが、現在、パソコンの稼働時間を基にその職員がどれだけパソコンを使っていたかというのを、リアルタイムで把握できるシステムを平成30年から導入しています。これは職員によって見られる情報は違います。例えば、私であれば全職員の情報が見られるので、基本的に毎月、前月のパソコン稼働時間が多かった上位50人とか、いろんな区別を設けてデータをいただいています。各部長においては、それぞれの部局の中で誰が昨日どれだけパソコンを使ったかをリアルタイムで把握できるので、その状況を見ながら適時適切に、ああ、この所属が忙しそうだなと思えば、その所属に応援を出すといったことが本来のあるべき姿だと考えています。

それから、人事評価については、一律ではありませんが、多くの所属長は組織運営の一つの目標として、やはり超過勤務時間の削減を考えており、それを目標の中に入れていられる方も結構いるので、そういったことを通じてでも勤務時間管理をやっていく必要があると思っています。

高橋委員 事前通告したはずでしたが、名前がないので、ここで発言します。

1点だけ、主要な施策の成果の374ページ、県職員の働き方改革推進事業についてです。

さきほど堤委員からも出ましたが、多様で柔軟な働き方や業務の効率化で、テレワークを使った在宅勤務ですが、課ごとの業務内容とかで、やはり在宅勤務がしやすいところ、それから、なかなかそれが取りにくいところ、そういうところがあるのではないかなと思います。そこら辺のバランスと言うか、そういうものを今後も含め、どう取り組むか1点お尋ねします。

渡辺人事課長 在宅勤務についてです。

昨年度、部長の最初の挨拶というか、話の中にもありましたが、新型コロナウイルスの感染拡大の取組も兼ねてやったところもあるので、延べ人数ですが、1万6千人超が実施し、その中でアンケートを職員から取っていたので、声を聞いています。

その中で、今委員が言われるとおり、業務によっては非常になじむ業務、なじまない業務がある。なじむ部分としては、例えば、研修等集中して見ないといけないものとか、企画立案で集中して一人でやらないといけないもの、それについては物すごく効率が上がったという声を聞きます。

一方で、個別のシステムがあつたり、そのシステムに関して個人情報の取扱いがあつたりといった部分については、なかなか在宅勤務はしづらいところがあると聞いています。

人事課としても在宅勤務を推進していく中で、やりやすい業務についてはどんどんやっていただくように啓発し、こういうやり方がいいということを広めていきたいと、そういう形を取っています。やりにくい業務については、システムの改修とか、いろんなことで在宅勤務がやりやすくなっていくように働きかけもしながらやっています。

高橋委員 今回、例えば、コロナとか大規模な自然災害、これはある意味では特殊な例ということにもなると思いますが、それぞれの業務によって、今言ったように在宅勤務ができやすい

もの、できにくいものがあると。さきほど課長が、ほぼ全職員がいつでも在宅勤務ができるようにしていきたい、テレワークも使いたいときに使えるようにということでしたので、それぞれの課とか業務が変わったら、今度は取りやすくなったが、前は取りにくかったとか、職員によってそういう大きなアンバランスが出てくると。これまた多様で柔軟な働き方とか業務の効率化とは離れていくと思うので、さきほどテレワークに関する数々の経費負担の問題等も出てきましたが、そういうものとあわせて、今後職員が利用しやすいシステムを検討していただきたいと思います。

太田委員 事業別説明書の4ページの一般管理費で指定管理施設利用者サービス向上推進事業費という809万円ほどの事業がありますが、事業概要についてももう少し具体的に教えてほしいのと、これをしたことよっての成果がどのように上がったか教えてください。

比護行政企画課長 御質問いただいた指定管理施設利用者サービス向上推進事業費ですが、こちらの指定管理施設において、例えば、緊急に施設の故障等で整備が必要になった、そういった状態に対応するために要した経費で、当初予算及び3次補正の中で措置をしているものです。

太田委員 具体的にお持ちでしょうか。

比護行政企画課長 各施設ごとにまとめたものがあるのですが、申し訳ありません、改めて説明したいと思います。

木付委員長 ただいま太田委員から資料提出の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定します。

井上委員 これは総務に関したことだけではないですが、ちょっと感じたことを言いたいと思いますが、いいですか。

と言うのは、主要な施策の成果について令和元年度から3年度で数値が出ていますが、結局、コロナにおける影響は、目標と成果、実績がは

っきり分かる事業と分からない事業があり、何かその辺が、やはりコロナの影響はどうだったかをもう少し表現してもらいたい。と言うのが、令和3年度を見ると、令和2年度と目標の数字が一緒なんです。そういうところがあるでしょう。ところが、コロナの影響でかなり下がった。次年度はどうかといったら、数字がまた前の数字と一緒にです。これを見るとね、事業によって多少違います。

要するに言いたいのは、コロナにおける影響を踏まえた中での施策の成果をもう少し考えてやるべきではなからうか。表示の仕方とか、そういったものをもう少し改めるなり、そういったことを意識した成果を出すことが必要ではないか。ただ、今までやってきたことをそのままずっと数字に上げるより、やはりコロナの影響も少し認識しながら、そういった面を改善しながらやっていく方策と言うか、そういったものをもう少しこういった面でも出してほしい。私はそう感じますが、皆さんはどれだけ感じるか分かりませんが、これは恐らく総務の仕事ですよ、どうですか。

木付委員長 コロナに関する事業について、各部署で質疑をしていただければと思います。

（「それは分かるけど」と言う者あり）そういうことで、時間も迫っていますので。（「だから、これを書くのはどこか、総務」と言う者あり）

比護行政企画課長 この冊子については、もともと政策企画課の部分と、各事業についての事務事業評価の部分は行政企画課で、あわせてそれぞれが所管しています。（「ですから、そういった表示の仕方をもう1回再検討してほしい」と言う者あり）

木付委員長 では、企画振興部の政策企画課のときに御質問をお願いします。（「そうですか」と言う者あり）

それでは、ほかに委員の方でありますか。

大友副委員長 時間がないので、簡単に聞きたいと思います。

主要な施策の成果の374ページ、県有財産総合経営推進事業についてですが、成果で県有

財産の売却は毎年2億数千万円上がっていますが、見込みがある中で目標を立てているのか、全く見込みがない中で目標値を立てているのかを聞きたいのが1件。

あと売却物件の中で売却困難物件がどれぐらいあるか教えてください。

樋口県有財産経営室長 まず、未利用財産の活用の実績と目標額ですが、売却等推進計画を立てており、その中で令和2年度から6年度までの5年間に11億2,400万円の目標額を立てています。これを年度計画で割り、現在2年度、最初の年ですが、2年度末で2億2,600万円ですから、進捗率として20%を達成したと。目標の2億2,400万円に対しては100%という施策の成果の表現です。

それから、未利用財産のうち売却困難物件ですが、総数については、今資料が手元にないので、後ほど提出したいと思いますが、小規模財産だったり、大型物件の中でもなかなか大き過ぎて売れないものもあります。

未利用財産の売却等の流れについては、県の各部局で利用されるかを県庁内で諮り、その次に市町村の振興に使えるか、市町村にも問合せをします。その後、市町村も利用がない、若しくは市町村の施策の中で各団体の利用がないものについては、なかなか行政的な目的がないということで、一般公募による売却につなげていきます。一般公募しても、土地の利便性とか道路沿いでないとか、いろんな条件でなかなか売れない物件が小規模財産としてあります。これについては、例えば、不動産団体への協力をお願いしたり、そういう形で進めていきますが、そういった物件が少しずつ残っている状況です。

数字については、後ほど回答します。

木付委員長 今、大友委員から要求があった資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することにします。

委員の方でほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、事前通告が2名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

委員外議員の方は、申し訳ありませんが通告のあった2名にさせていただきます。

衛藤委員外議員 それではまず、大分県歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の6ページ、歳入歳出決算の状況について伺います。

4月と7月、8月、3月の計4回専決処分を行われています。一般に専決処分を行う場合は、1議会不成立の場合、2自治法113条ただし書によっても会議を開けない場合、3招集する時間的余裕がないことが明らかである場合、4議会において議決しない場合、この四つの条件のいずれかを満たす場合に可能となります。この4月、7月、8月、3月の各4回、それぞれいずれの要件に当てはまるものか、御回答をお願いします。

また、3の招集する時間的余裕がないことが明らかである場合に当たるケースがあったら、専決処分の何日前に議員や議会に通知したのか御回答ください。

続いて、大分県長期総合計画の実施状況について伺います。

各事業の中に成果指標を設けられています。この成果指標は、予算の作成時に設定され、査定対象となっているものか教えてください。

次に、事業概要に記載されている事業の目的に沿わない成果指標が散見されます。

具体的には福祉でも聞きたいと思いますが、例えば、事務事業評価の37ページにある介護のイメージアップ大作戦事業などは、事業目的として介護の魅力を発信し、新たな介護従事者を増やすとともに、介護職員の離職防止・定着を促進するためにやると書いています。その一方で、成果指標を見ると、Webサイトアクセス数で評価すると。こういうのは当然、介護職員の離職防止や定着にどれぐらい寄与したか、促進できたかというのが成果指標であってしかるべきだと思いますが、こういった成果指標の適格性というのは、仮に査定時点で設定してい

るとしたらどのように判断されているのか、教えてください。

すみません、通告外で2点追加したいと思います。

事業別説明書の236ページ、マリンカルチャーセンター運営事業費、今回、マリンカルチャーセンターは廃止になりました。今回の廃止を受け、指定管理者制度そのものの検証だったり、この反省を踏まえての検証だったり、多分行政企画課だと思いますが、どのように行われているのか。そもそも行われているのか、これから行うのか、そして、行われているとしたらどのように行われたのかを教えてください。

続いて、さきほど麻生委員と部長のやり取りの中で、残業時間の管理をパソコンでされているという話がありました。私も民間企業にいたので、時間管理の話、かなり厳しくやられていたのでよく分かりますが、労基が入って、パソコンで時間を管理すると、その後、パソコンを切って残業する人が出る。例えば、パソコンを切って作業をしたりとか、打合せをしたりとか、そういった部分の管理がたちごっこのように続いていきますが、そういった部分の管理は、実態としてそこまでケアされているのか教えてください。

高木財政課長 私から、まず専決処分についてお答えします。

今回の令和2年度の専決処分については、いずれもコロナ対策又は7月豪雨災害に対応するため、早急に対策が必要であったことから専決処分をしたものであり、これは全て招集する時間的余裕がないことが明らかである場合に当たるものとしています。

議会への通知については、対策の決定から発表までに時間が限られていることから、基本的には前日、又は当日にお知らせしていますが、まずは議長、副議長への説明を行い、全議員には専決処分を行った日に通知をしているところです。

例えば、4月の専決でいくと、4月28日に専決処分をしましたが、前日に議長、副議長に説明をした後、発表日に全議員に通知していま

す。また、7月については、災害の関係で専決処分をしましたが、これは当日の夕方4時に知事が発表しましたが、午前中に議長、副議長に説明して、その後、全議員に通知しています。

比護行政企画課長 続いて、事務事業評価に係る成果指標や目標値についてお答えします。

この事務事業評価に係る成果指標や目標値については、目標指標設定マニュアルを行政企画課で作成し、全部局に配付しており、それに基づき、予算策定時に各所属自らが設定するものです。その上で、財政課においても予算査定の中で、そのマニュアルを勘案しながら部局に助言しています。

この適切な指標設定ですが、政策県庁を達成する上では基本的なことだと我々も考えており、目標指標設定マニュアルの周知をしっかりと行っていますが、事業の目的にそぐわない成果指標が散見されるとの御指摘を受け止め、今年度の予算編成に向け、改めて周知を図り、指導を徹底していきたいと思っています。

その上で、さきほど委員から例としていただいた介護のイメージアップ大作戦事業については、確かに最終的な目標としては介護職員の離職防止、定着等の促進がありますが、そのためには何が必要かを部局で考えていただいたところで我々もヒアリングしています。そのためには、正にイメージのアップと。イメージのアップのためには、例えば、PR動画作成とか、特に若者が介護の業界を忌避したり、そういったことがない——ないと言うか、むしろそういったものにプラスイメージを持って来もらえるように取り組んでいく事業だということです。そのため、このWebサイトのアクセス数を指標で設定し、そこにいろんな方がアクセスし、実際にここを見たよという声が聞かれば、それが事業として効果があったとみなすということで、この指標であると聞いています。

続いて、さきほどマリンカルチャーセンターに関して、指定管理者制度についてもどう考えているのか、また、県としてどう捉えているのかということでした。

指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の

能力を活用しながら、住民サービスの向上と経費の削減等を図る。そのため、地方公共団体が指定する法人その他の団体に施設の管理運営を行わせる制度ということで、制度そのものの意義はこういった目的の下でやっているものだと考えています。

さはさりながら、例えば、施設によっては、正に施設の大きな目標、大きな政策の下でどういう施設であるべきか、そういうことを改めて考える機会が失われたり——失われたりと言うか、そういうのがおろそかになりながら、指定管理の委託先に任せきりになっているという声が聞かれることもあります。もちろん、そうならないために努力しているはずですが、そういう声が聞かれることもありました。

そうした中で、令和元年度の包括外部監査事項の指摘の中でも同じような指摘を受け、各指定管理施設について、将来ビジョンを改めて作成する。全26施設について、10年先を見据えながら、その施設がどういう施策の下でどういう目的であるのか、存続すべきなのか廃止すべきなのか、そして、その下でどういう利用者像を考えて、そのためにはどういう目標を立てればいいのかを各所属に——要は指定管理に委託しているからそれで終わりではなく、我が事として考えていただき、そのビジョンを策定する作業を正に行っています。

令和2年度には農業文化公園等2施設、今年度はi i c h i k o総合文化センターを含め8施設、残りの施設については来年度ということで、順次そういったものを策定し、中期的な視野に立って、あるべき姿をしっかりと県民の皆さまにもお示ししながら、各施設の在り方を考えていくということで、指定管理者制度を引き続き活用させていただければと思っています。

和田総務部長 各種超勤逃れの御指摘ですが、正に議員から御指摘があったとおり、パソコンを切って、その後、超勤を隠している事例は正直あります。

そういった事例があると、やはり人事課等に通報があるので、個別にその都度その所属については指導しています。それ以外にも、予定よ

り1時間を超えて超勤すると理由を記載することになっており、不自然に58分、59分で切っているのもやはり見受けられるので、そういったものについても個別に指導しており、私も新任の課長級等に研修する機会があるので、そのたびに決してそういうことがないように、いちごっこにならないように適切に指導を行っています。

衛藤委員外議員 専決については、全て前日、若しくは当日に行われていて、間違いはないということで安心しました。私もこの辺が、ちょっと記憶が曖昧な部分があるので、そんなに近かったかなと思うときもありますが、そこはしっかり信じてやりたいと思います。

専決に関しては、災害等の国の予算を使った緊急というところもありますが、一時、非常に専決が多発されていた時期があったのも事実だと思っています。特に県単が絡む専決は、やはりしっかり臨時議会を開いていただき、ここは1日2日の遅れは多少あるかもしれませんが、それを超える審査をきちんと受けるべきだと思うので、その点は引き続き御留意いただければと思っています。

マリカルチャーセンターをはじめとした指定管理の話ですが、やはり伺うのは、一つは、指定管理者制度自体が目的の縛りが強く、運営の自由度がかなり低くなっている。その中で、経営の自由度の低さ、収益性の低下につながっているので、ここの柔軟性の見直しについても今後御検討いただけるよう要望したいと思います。

木田委員外議員 県監査委員の提出されている歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の98ページにある内部統制制度の運用についてです。内部統制に資するリスク一覧表の整備の遅れが散見されるなど取組に濃淡があったとありますが、具体的にどのような濃淡——職場別に濃淡があったのか、業務ベース、金銭出納事務とか、あるいは個人情報取扱いについての濃淡があったのか、そういったところを具体的に説明いただきたい。

内部統制は人為的ミスや不正を防ぐ仕組みであり、結果として職員を守る仕組みであると記載されています。リスク回避するためには、県庁内で業務マニュアル、あるいは引継書、手順書等のドキュメント書類の整備は欠かせないと思いますが、そういったところは徹底して実施されてきたのか、確認したいと思います。

まとめてお伝えしますが、今回、本来の法改正でこういったことがスタートしているようですが、こういった改正がなくても、ガバナンスというのは通常から、平時からあるべきだと思います。先般、県民から電話があって、県の外部サイトですが、ホームページで不備があるということで、どうにかならないかという報告があり、私も動作を確認したら、あそこにミスがあるなということで担当課にお知らせし、その日のうちに——土曜日に受けたので、修正は月曜日にされましたが、そういったこともありました。

よそでは、個人情報の間違ってホームページにアップされるミスも自治体ホームページであるので、果たして本当にドキュメントに基づいて作業記録を作りながら、確認作業を県庁内でやられているのかちょっと不安を感じたので、お尋ねしています。

あと引継書ですが、これは人事異動があった際に引継書がちゃんとあるのかは、そのときに一番分かりやすいと思います。

よくあるのが、このことはあの人に聞いてとか、分からんことがあったら電話して聞いてくれとかいうところも正直あたりするのではないかと思います。それは人間関係がなければ成立しない業務引継ぎだと思うから、しっかりそういったドキュメントに基づき、具体的に引継ぎを行う、作業手順を作っていく、作業記録を作っていく、そういったことが必要だと思います。そういった整備が徹底して行われたか、お尋ねします。

比護行政企画課長 内部統制制度について御質問いただきました。

この濃淡についてですが、正直申しますと、昨年度は実施の初年度であったこともあり、監

査委員事務局による定期監査の際にリスク一覧表や制度そのものをよく認識していなかった所属があるということが実情でした。

そうした中で、もちろんそのままではまずいので、我々としては昨年度、令和2年度に開始する中で、まずは県庁内にプロジェクトチームを設置して、この制度をどう運用していくのか、制度周知を図っていくのか、そういう検討を行うとともに、制度を説明する動画を3部作、実際に作成し、全所属に展開して、これを見てほしいと、まずはこういう制度ができたんだということをしっかり周知しました。こうした周知を監査方針の説明会、振興局の次長会議、副知事の依命通知等でも適時こうした制度が新しくできていると、それをしっかり活用してほしいということで周知しました。

この結果ですが、年度末に各所属から自己評価という形で内部統制の状況について評価をもらうので、その中で全所属でしっかり取組がされていることを昨年度末時点で確認しています。

ただ、この制度は始まったばかりであり、単に機械的に使われているからいいというものではないと思っています。あくまでも各職員が財務に関する事務等を行う中で困ったり、抱え込んだりしないよう、また、所属としてそういう財務に関する事務を把握していくんだと、そういう風通しのよい職場と、あとはそれぞれのお互いの助け合い、そういったある意味ヒヤリ・ハットに近いイメージですが、そういう制度としてしっかり発展させていくのが所管課である私の課の使命だと思っています。

今年度は、そのためにeラーニング等を用いて具体的な事例を紹介し、このためには何が必要だったのか、もっと根源的な理由として何があればよかったのだろうか、そういったことを各所属の皆さんに考えていただける研修をしっかりとやりたい。こういう取組をしながら、あわせて現場の皆さんからの声を聞き、うまく取り組んでいる職場もあるので、そういう良い事例も紹介しながら、しっかり横展開を図っていければと思っています。

渡辺人事課長 業務マニュアル等の整備の徹底

についてです。

これについては、特に定期人事異動時において、事務引継書を作成するにあたり引継ぎ後の事務に遺漏がないよう、事務手順書とか業務フローチャートなどを用いて丁寧な引継ぎを行うように、その際に業務マニュアル作成、項目も出して、こういったものを作ってくれということで、毎年通知で徹底しています。

それ以外にも、契約事務や物品管理など全庁に共通する事務等については、庁内のイントラネットにおいて、業務マニュアルや事務処理要領等を掲載して情報共有を図り、ミスをなくすようにしています。

このような取組を通じて、不適切な事務処理が生じないよう徹底を行っています。

木田委員外議員 ドキュメント整備というのは極めて重要なことだと思うので、各所属長にその辺の確認作業の徹底を具体的に図っていただきたいと思います。県庁のBCPとして、緊急事態はもちろんですが、平時でも備えるということで、このドキュメント整備はBCPの上でも極めて重要なドキュメントになると思うので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。

最初は大変面倒な感じがするかもしれませんが、慣れればだんだんドキュメントがブラッシュアップされ、県庁の事務の精度がぐっと上がっていくことにつながると思うので、よろしくお願いします。

木付委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって総務部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔総務部、委員外議員退室〕

木付委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの総務部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 今年の9月にデジタル庁ができて、さきほどの話でもデジタル関係が令和2年度も非常に多く、3年度も当然多いですね。特に自治体のDXの推進とか、AIとか、RPAとか、いろんなのが出てきますが、そういう中でやはり大事なことは、企画とも関係しますが、個人情報情報をいかに保護していくかということと、情報の格差、デジタル・ディバイドをいかに解消していくか、来年度は特に注意していかなければと思うので、そこら辺はぜひ検討をよろしくお願いします。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ただいま、委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、そのようにします。

以上で、総務部関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午後0時14分休憩

午後1時00分再開

大友副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、農林水産部関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、農林水産部長及び関係課室長の説明を求めます。

佐藤農林水産部長 それでは初めに、お手元の厚い横長の白の冊子、一般会計及び特別会計決

算事業別説明書の175ページをお開きください。

令和2年度一般会計歳出決算のうち、農林水産部関係分について御報告します。

上段、一般会計の一番下、歳出合計欄を御覧ください。

令和元年度からの繰越しを含めた予算現額は、左から2列目にあるように、919億8,026万5,892円となっており、その右側の支出済額608億5,832万9,357円と、その右の令和2年度から令和3年度への翌年度繰越額を差し引いた不用額は、48億6,151万1,835円となっています。

不用額の詳細や特別会計については、各課別の決算状況とあわせて、後ほど担当課長から御説明します。

続いて、お手元の令和2年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の7ページをお開きください。

昨年度の決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況を御報告します。

まず、農業改良資金の収入未済の解消についてです。農業改良資金は、平成22年度の法律改正により、貸付機関が日本政策金融公庫に移管され、県では一般会計において、移管以前の貸付けに係る債権の管理を行っています。令和2年度は、滞納の解消に向けて滞納者12名と返済方法の協議等を重ねた結果、元金77万円、違約金88万2千円を回収しました。

今後も関係機関と連携しながら督促を行い、収入未済額の縮減に努めます。

次に、8ページをお開きください。沿岸漁業改善資金の収入未済の解消についてです。

令和2年度は、滞納解消に向けて滞納者3名に対し、返済方法の協議等を重ねた結果、元金42万8千円、違約金16万円を回収しました。

さきほどの農業改良資金と同様、今後も関係機関と連携しながら督促を行い、収入未済額の縮減に努めます。

次に、18ページをお開きください。

「ベリーツ」、「うまみだけ」の生産・消費拡大についてです。

まず、ベリーツについてです。ベリーツはさがほのかに比べて、摘果や芽かきなどの作業量が増加しますが、その分、高値販売が期待できる冬期の色づきや収量等がよく、高収益が見込めます。このため、県では生産者の所得向上に向けて、生産、販売の両面から対策を実施することで、導入を促進しています。

まず、生産面では、栽培技術研修会やマニュアルの作成・配布を行っており、マニュアルによる管理を徹底した15の実証圃では、2月までの早期単収が前年比で51%向上するなど着実に成果が出てきています。

また、摘果や芽かきなど手間のかかる作業を外部委託する仕組みづくりにも取り組みます。

販売面では、他品種に比べ出荷時期が早いといった強みをいかしつつ、高級店や有名シェフとの連携によるブランド力の向上や、百貨店等と連携したギフトアイテムの高価格販売などに取り組んでおり、今後も単価の向上、生産・消費拡大を図ります。

次のページを御覧ください。

うまみだけについてです。昨年2月に新ブランドうまみだけを立ち上げ、初年度は生産者220名、袋詰め業者50者を確保し、16.7トンを生産しました。本年度は生産量30トンを目指し、小規模生産者にも生産管理の方法などを丁寧に説明し、理解をいただくとともに、1箱に満たない端物でも出荷できるよう集荷方法の見直しを図るなど、さらなる生産者の確保を進めています。

また、本格的な商品流通に向け、オンライン料理教室や大消費地での販促イベントなどを通じた認知度向上や、新しい食べ方の普及や機能性に着目した商品開発のための機器整備等の支援を行っています。なお、本年7月末で生産量は約18トン、販売箇所数も昨年度から7店舗増加し31か所となっています。

引き続き、うまみだけのブランド力向上、消費拡大を図ります。

次に、お手元の令和2年度における主要な施策の成果各部評価結果一覧表18ページをお開きください。主要な施策の成果について、御報

告します。

農林水産部関係分としては、18ページから22ページにかけ、103事業を記載しています。

まず、1の評価結果総括表を御覧ください。

成果指標の達成度合いによる評価をまとめており、達成率100%以上のAが64事業、達成率100%未満から90%以上のBが13事業、達成率90%未満から80%以上のCが1事業、達成率80%未満のDが15事業となっています。

なお、実績のみ掲載となっている10事業は、公共事業や施設整備事業などの単年度での成果の測定が難しい事業です。

次に、事業の今後の方向性を御覧ください。継続・見直しが74事業、事業組替が12事業、終了が17事業となっています。

2の個別事業一覧表では、事業ごとの成果指標の達成率をまとめています。令和2年度は、成果指標の達成率が80%未満となり、D評価となった事業が15事業となり、令和元年度の8事業より増加しています。このうち12事業については、コロナ禍においてイベントや説明会の開催が困難であったことや、外食需要の減少の影響などを受け、目標を達成できなかったものです。

ここからは、お手元の別冊資料により昨年度重点的に取り組んだ8事業について、御説明します。

別冊、大分県長期総合計画の実施状況について（主要な施策の成果（事務事業評価））（令和2年度実績）の162ページをお開きください。上から三つ目の9番、肉用牛生産基盤拡大支援事業です。

この事業は、肉用牛の生産基盤を強化するため、繁殖・肥育農家の増頭につながる取組等を支援するものです。

主な事業内容は、肥育牛の増頭に向けた大分県畜産公社による肥育牛の素牛預託等に対する支援や、繁殖雌牛の増頭を行う繁殖農家に対する支援です。

右下、事業の成果・今後の方針を御覧ください。

い。事業の中で、増頭推進等の会議や農場指導を通じて、事業の周知や生産技術指導を行いました。また、規模拡大を図る農家がゲノム育種価評価に基づく産肉能力の高い繁殖雌牛を増頭する際の経費支援や、畜産公社が行う肥育牛預託貸付制度の原資を増額し、預託事業の推進を図った結果、実績は令和元年度から100頭増加し、達成率は97.9%となりました。

引き続き、肉用牛の増頭加速に努めます。

次に、166ページをお開きください。一番上の19番、資源造成型栽培漁業推進事業です。

この事業は、水産資源を早期に回復させるため、放流魚種ごとの資源管理目標を設定するとともに、漁獲する魚の体長制限など、漁業者の自主規制レベルに応じて種苗放流を段階的に支援するものです。

主な事業内容は、資源回復に向け漁業者自らが行う種苗放流に対する上乗せ支援です。

事業の成果・今後の方針です。令和2年度は、財政的な事情により、東部地域で自主放流数を減らした地区があったことから上乗せ数は、目標値549万4千尾を下回る490万4千尾でした。しかしながら、漁獲サイズの制限や産卵期の休漁など、資源管理計画の内容に応じて段階的に種苗の上乗せ支援を行うことで、水産資源の早期回復が図られました。また、現在、建て替え工事中の国東の種苗生産施設は令和4年度に生産を開始する予定となっています。

引き続き、資源管理の徹底と種苗放流の強化の一体的な取組により、沿岸地域の活力向上を支援します。

次に、その下20番、内水面漁業振興事業です。

この事業は、内水面資源の保護・育成及び内水面漁業の振興を図るため、アユ等の増殖経費やカワウ食害防止対策への助成等を行うとともに、内水面漁協が行う水産物の消費拡大の取組を支援するものです。

主な事業内容は、内水面漁協が行うアユ等の増殖経費に対して助成する資源維持増大事業や、カワウの捕獲等に対して助成する食害防止事業などです。

事業の成果・今後の方針です。令和2年7月豪雨による河川の氾濫や護岸及び河床の崩壊等により、アユ等の流出や生息場の喪失等が生じたことで漁獲量は減少しました。このため、成果指標のアユ漁獲量は、目標値7万6千キログラムを下回る5万9,820キログラムでした。なお、食害防止については、内水面漁協が行うカワウの捕獲等に対する助成や遮光カゴを用いたブルーギル等の駆除に対する指導を行っています。

今後も、アユ等の増殖やカワウ等による食害防除に取り組み、内水面の資源回復及び振興を図ります。

次に、174ページをお開きください。上から三つ目の15番、もうかる水田作物産地力強化対策事業です。

この事業は、消費者や実需者ニーズに応じた水田作物の生産・供給のため、良食味米及び麦・大豆新品種の生産対策により、収量・品質の高位平準化を図るものです。

主な事業内容は、土づくりコンソーシアムを設置し、堆肥投入システムの一貫体系モデルの育成を行う地力改善技術普及対策や、特A継続獲得に向けた生産者と協同した産地のパワーアップ対策、実需者ニーズに即した麦・大豆品種の普及・定着対策などです。

成果指標ですが、米の食味ランキング特A獲得地区数は、目標値1地区を下回る0地区でした。

事業の成果・今後の方針です。特A獲得に向けては、良食味米展示穂の設置、食味検査の実施、栽培資料の作成などに取り組みました。特Aランキング外となった原因の一つにトビイロウンカの被害があったことから、栽培資料の見直しなど病虫害防除を徹底するための指導を重点的に行います。さらに、これまでの取組に加えて、令和3年度からは温暖化に対応した水稲新品種なつほのかの導入実証に取り組んでいます。

次に、175ページをお開きください。上から三つ目の18番、活力あふれる園芸産地整備事業です。

この事業は、園芸戦略品目や園芸戦略品目ネクスト等のさらなる産出額向上を図るため、水稲から園芸作物への転換の取組や栽培施設などの整備に要する経費に対して助成するものです。

主な事業内容は、園芸戦略品目、戦略品目ネクスト及び一般園芸品目の振興のための施設整備等に対する助成などです。

事業の成果・今後の方針です。ピーマンなどの園芸戦略品目や園芸戦略品目ネクスト等の栽培施設や生産基盤の整備により、認定農業者や企業参入等による規模拡大が図られています。園芸戦略品目の生産拡大面積は、令和元年度の実績49.8ヘクタールから7.2ヘクタール増加しており、確実な生産拡大につながっています。現在、農業総合戦略会議でも議論を進めており、白ねぎについては、さきの議会で御承認いただいた予算も活用し、さらなる生産拡大に努めます。

次に、179ページをお開きください。上から二つ目の29番、木材消費拡大緊急対策事業です。

この事業は、県内の住宅需要を喚起し県産材消費を拡大するため、コロナ対策の交付金を活用し、県産材を使用した住宅を建築する県民に対し県産加工家具等の購入に利用できるポイントを交付するほか、住宅・オフィス等の改修工事に要する経費を支援するものです。

主な事業内容は、県産材を一定量以上使用して住宅を新築する方に対する支援や、住宅や店舗等の改修工事に県産材を使用する取組に対し支援を行うものです。

事業の成果・今後の方針です。ポイントと交換できる家具や農林水産物を充実させたことで、新築住宅1棟当たりの県産材利用量が増加し、目標値を上回る5,167立方メートルの地域材利用につながりました。

令和3年度も引き続き、住宅の新築等に対する支援を実施し、地域材利用の増加を図ります。

次に、180ページをお開きください。上から二つ目の32番、農林水産物輸出需要開拓事業です。

この事業は、成長する海外需要を取り込み、

農林水産業者の所得向上を図るため、ブランドおおいた輸出促進協議会を核とした輸出拡大の取組を支援するものです。

主な事業内容は、輸出拡大・定着に向けた商談会やフェアへの出展、牛肉輸出で求められる動物福祉対応への支援などです。

事業の成果・今後の方針です。コロナ禍での現地外食需要の減少により、養殖ブリや養殖クロマグロ等の輸出が低調だったものの、米国向け牛肉や中国向け丸太・製材等の取引量が拡大した結果、輸出額は目標値には至りませんでした。過去最高の28億9千万円となりました。

今後は、輸出先国のコロナ禍の状況に応じた商流の回復、さらには相手国や輸出品目の拡大等の新規販路開拓対策に加え、国の実行戦略も踏まえ相手国のニーズに対応した産地づくりに取り組んでいきます。

次に、186ページをお開きください。一番上の7番、新規就農者負担軽減対策事業です。

この事業は、新規就農者の確保・育成を加速するため、就農初期の負担軽減及びセーフティネットの構築に取り組むものです。

主な事業内容は、国の収入保険制度の対象とならない就農1年目から2年目の方の所得を補填するため、県独自の収入補填制度の創設や、就農時に必要な常用設備の整備補助、移住就農者の産前産後における農作業のサポート支援です。

成果指標ですが、県外からの新規就農者数は、目標値を上回る80人でした。

事業の成果・今後の方針です。県内市町への制度説明会の開催や、県のホームページやチラシ等での広報を効果的に行った結果、43経営体が就農時に必要となる常用設備の整備補助制度を活用しました。

引き続き、各市町と協力し、県内外の就農相談会やホームページ等で県独自の取組を広くアピールし、県外からの新規就農者の確保を進めていきます。

続いて、令和2年度行政監査・包括外部監査の結果について御説明します。

お手元の令和2年度行政監査・包括外部監査

の結果の概要の1ページをお開きください。まず、行政監査についてです。

当部の関係では3件の御指摘をいただきました。このうち、改善事項1件について、御説明します。4ページの一番下の欄を御覧ください。これは、不用機器に係る遊休物品登録や管理換え等による有効活用について御指摘をいただいたものです。これを受け、不用機器は漏れなく遊休物品登録を行うとともに、他所属に管理換え等の希望を募るなどの改善を行っています。また、使用不能な機器については、用度管財課等関係機関と協議し、適切に売却又は棄却を行うよう努めます。

次に、包括外部監査についてです。26ページをお開きください。

当部の関係では、不備4件、改善7件、勧奨9件の御指摘をいただきました。一部の事務で、実績報告書や証拠資料等の取扱いが、要綱等と乖離しているとの御指摘をいただきました。これらについては、既に見直し済みであり、今後このようなことが生じないように、適切に処理を行うよう確認を徹底します。

引き続き、各種の決算状況について、担当課長から御説明します。

井迫農林水産企画課長 令和2年度の決算の状況について、お手元の決算附属調書と一般会計及び特別会計決算事業別説明書により御説明します。

まず、決算附属調書の6ページをお開きください。農林水産部関係の決算状況を一括して御説明します。

歳入決算額の予算に対する増減額です。左にある科目欄の一番下、農林水産業費国庫補助金の減138億995万5,241円です。これは、増減理由欄の上から3番目、減収となったもののうち、7ページの一番上、産地生産基盤パワーアップ事業費補助金など、国の補正予算関連事業の繰越しに伴い、令和2年度の国庫補助金が減収になったことなどによるものです。

次に、14ページをお開きください。一番上、貸付金元利収入のうち、農林水産部関係の主なものは、減収となったもののうち、上から2番

目、木材業経営安定資金貸付金分1億9,665万9,727円をはじめ、貸付実績が見込みを下回ったこと等によるものです。

続いて、22ページをお開きください。不用額です。科目欄の農業費のうち、上から2番目の農業振興費2億8,944万7,790円については、県単資金の低利子貸付けなどを行う農業金融対策事業費の貸付金が見込みを下回ったことなどによるものです。

畜産業費のうち、上から2番目の畜産振興費1億3,392万9,685円は、畜産クラスター計画に基づく畜舎等の整備を支援する酪農基盤対策事業費の補助金が見込みを下回ったことなどによるものです。

林業費のうち、上から2番目の林業振興指導費6億6,271万2,824円については、木材産業経営安定推進事業費の貸付実績等が見込みを下回ったことなどによるものです。

続いて、28ページをお開きください。収入未済額です。科目欄の下から2番目、貸付金元利収入のうち、課名欄下から2番目の団体指導・金融課1,629万5,635円、また、次の29ページの科目欄の違約金及び延納利息にある団体指導・金融課5,164万5,414円は、いずれも農業改良資金の貸付先の経営不振等によるものです。

収入未済額等については、今後とも、関係機関と連携しながら督促を行い、その縮減に努めます。

続いて、51ページをお開きください。特別会計に関する決算状況を御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額です。科目欄の一番下、括弧書きの県営林事業特別会計のうち、不動産売払収入の増1,930万1,938円については、次の52ページです。これは、前年度の実績などから見込んでいた間伐材の量が、年明けからの木材需要の高まりなどを受け想定を上回り、売払収入が見込みを上回ったことによるものです。

次に、53ページをお開きください。不用額です。科目欄の一番下、括弧書きの林業・木材産業改善資金特別会計のうち、林業・木材産業

改善資金6億5,845万円6千円、また、次の54ページの一番上、括弧書きの沿岸漁業改善資金特別会計のうち、沿岸漁業改善資金4億7,161万4千円は、いずれも貸付実績が見込みを下回ったことによるものです。この不用額は翌年度に繰越しして、貸付金等の財源としています。

同じく、54ページの科目欄の中段、括弧書きの県営林事業特別会計の県営林事業費伐採事業費1,232万5,461円については、県と分収契約を交わしている土地所有者の名義変更が完了するまで、分収交付金の支払を留保したことなどにより、見込みを下回ったものです。

次に、55ページをお開きください。収入未済額です。科目欄の下から2番目、括弧書きの林業・木材産業改善資金特別会計の貸付勘定の貸付金元利収入146万2千円、その下業務勘定の雑入811万6,074円、また、その下、括弧書きの沿岸漁業改善資金特別会計の貸付勘定の貸付金元利収入1,377万2千円、その下業務勘定のうち雑入389万円は、いずれも資金借受者の経営不振や破産等によるものです。

以上、農林水産部関係の決算状況です。

続いて、決算事業別説明書により歳出関係の主な事業について、関係課から御説明します。

まず、農林水産企画課関係について御説明します。

決算事業別説明書の178ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、上段事業説明欄の2番目、県産農水産物学校給食提供事業費3億7,053万8千円です。

これは、外食需要が減少した県産農水産物の消費を拡大するため、希望する県内小中学校等の学校給食に県産農水産物を提供するとともに、食育を通じた児童・生徒の農林水産業への理解醸成に取り組んだものです。

安藤団体指導・金融課長 団体指導・金融課関係について御説明します。

183ページをお開きください。林業・木材産業改善資金特別会計のうち、下段木材産業高度化推進資金貸付金3億400万円です。

これは、木材の生産や流通を担う事業者の事

業合理化に向け、経営改善等に必要な短期運転資金を低利で貸し付けるため、必要な資金を融資機関に預託したものです。

吉止地域農業振興課長 地域農業振興課関係について御説明します。

188ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、一番上、環境に配慮した農業定着化推進事業費2,202万1,940円です。

これは、環境に配慮した農業生産を推進するため、地球温暖化防止及び生物多様性保全効果が高い営農活動や、化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に取り組む農業者団体に、交付金を交付したものです。

藤原新規就業・経営体支援課長 新規就業・経営体支援課関係について御説明します。

194ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、上から2番目、U I J ターン就農者拡大対策事業費2,174万6,470円です。

これは、本県への移住就農を促進するため、各種媒体により情報を発信するとともに、県内外において対面やオンラインによる就農相談会や農業紹介ツアー等を実施したものです。

洲野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 農地活用・集落営農課関係について御説明します。

199ページをお開きください。下段第2目農業振興費、集落営農構造改革対策事業費4,268万5,944円です。

これは、担い手不在集落を広域エリアで総合的にサポートするため、地域農業経営サポート機構の設立や運営に要する経費を助成するとともに、集落営農法人の経営力強化に向けた法人の再編を支援したものです。

上田おおいたブランド推進課長 おおいたブランド推進課関係について御説明します。

203ページをお開きください。第2目農業振興費のうち、上から2番目、食品企業連携産地拡大推進事業費2億1,993万9,975円です。

これは、農商工連携による農林水産物の付加価値向上を図るため、県産原料を利用する食品企業等の加工施設整備を助成するなど、産地と

県内外の食品企業が連携した取組を支援したものです。

牛島園芸振興課長 園芸振興課関係について御説明します。

204ページをお開きください。第9目園芸振興費のうち、上から2番目、大規模園芸産地形成促進事業費1,661万3,902円です。

これは、園芸品目の振興と水田農業の構造改革を加速し、大規模園芸産地を育成するため、市町村が策定する園芸団地づくり計画に基づき、園芸品目の導入実証や大規模転換のための種苗、肥料代等の生産費支援、弾丸暗渠や明渠といった排水対策支援を行ったものです。

梅木畜産振興課長 畜産振興課関係について御説明します。

208ページをお開きください。第2目畜産振興費のうち、一番上、肉用牛新規参入促進特別対策事業費1,203万2,560円です。

これは、肉用牛繁殖経営への新規就業を促進するため、畜産インターンシップの実施や20頭規模以上の飼養計画を有する新規参入者が行う施設や繁殖牛の整備等を支援したものです。

黒垣農村整備計画課長 農村整備計画課関係について御説明します。

214ページをお開きください。第3目土地改良費の下から2番目、農業農村多面的機能支払事業費10億2,222万8,179円です。

これは、令和2年度に666組織、2万4,133ヘクタールで行われた農地や農業用施設を保全する活動等に対して、竹田市ほか15市町に農業農村多面的機能支払交付金を交付したものです。

安東農村基盤整備課長 農村基盤整備課関係について御説明します。

218ページをお開きください。第4目農地防災事業費のうち、上から3番目、危険ため池緊急整備事業費19億2,225万1,435円です。

これは、防災重点農業用ため池の決壊を未然に防止し、下流域の人命、家屋等を守るため、一ツ石溜池外61地区で、ため池改修工事や廃止工事を実施したものです。

吉川林務管理課長 林務管理課関係について御説明します。

221ページをお開きください。第2目林業振興指導費のうち、上から5番目、市町村森林管理体制整備支援事業費3億5,632万9千円です。

これは、森林経営管理制度の円滑な実施を図るため、市町村が行う森林調査や森林整備等に必要な森林資源情報の精度を、航空レーザー測量等により高めるとともに、市町村職員の研修などによる人材育成を行い、市町村の事業実施体制の構築を支援したものです。

中野審議監兼森林保全課長 森林保全課関係について御説明します。

226ページをお開きください。下段の第2目林業振興指導費のうち、一番上、災害に強い森林づくり推進事業費6,044万300円です。

これは、河川沿いや尾根・急傾斜地からの流木による被害を未然に防ぐため、伐採等により人工林を広葉樹林化する取組に対し支援したものです。

高野漁業管理課長 漁業管理課関係について御説明します。

236ページをお開きください。第2目水産振興費のうち、下から2番目、養殖マグロ成長産業化推進事業費3,529万5,374円です。

これは、養殖マグロの振興を図るため、赤潮被害を軽減する深層型生け簀を活用した養殖手法について実証するとともに、カキの水質浄化能力を用いた赤潮被害対策の検証を行ったものです。

大屋水産振興課長 水産振興課関係について御説明します。

241ページをお開きください。第2目水産振興費のうち、一番下、種苗生産施設整備事業費1億584万4,200円です。

これは、放流用種苗生産施設の生産性向上を図るため、老朽化した種苗施設の建て替えに係る調査、実施設計を行ったものです。

広津留漁港漁村整備課長 漁港漁村整備課関係

について御説明します。

243ページをお開きください。第7目漁港建設費のうち、一番上、水産流通基盤整備事業費5億9,673万1千円です。

これは、漁港施設の流通基盤の強化、さらに防災拠点漁港としての防災機能強化のため、佐賀関漁港において防波堤の延伸工事などを実施したものです。

大友副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が7名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず、農政全般について、今年3月12日公表の令和元年度農業産出額の減少に対して大分県農業非常事態宣言を発出し、危機脱出行動として産地拡大対策、生産指導、販売対策、組織体制等を打ち出しているが、現状の進捗状況はどうか。また、現在の課題についてどう認識していますか。

次に、主要な施策の成果185ページ、企業等農業参入推進事業について、昨年度の企業参入は20社で累計317社、雇用者も3,428人となっています。中には撒退休止もあるが、コロナ禍で経営が大変になる事業者も出てくる可能性もあります。営農指導や経営指導などを行っていると思いますが、現状はどのようになっていますか。

次に、事業別説明書188ページ、大分農業文化公園等管理運営事業費について、指定管理者として1億3,240万6千円で委託しています。最近ではマリンカルチャーセンターのように廃止する施設も出ているが、当施設の経営状況と入場者数の推移はどうなっていますか。

最後に、事業別説明書228ページ、保安林整備管理事業費について、林地開発許可の塚原地区メガソーラー関係訴訟での支出ですが、林地開発の審査にかける前にパブリックコメントを募集しています。ほぼ全てが自然破壊になると、建設中止を求める意見でしたが、この声を

無視するような開発許可が出されました。この声がどう開発許可に反映されたのか。また、県として今後、広域で景観対策の策定をすることになっていますが、この林地開発許可との関係はどうなりますか。

井迫農林水産企画課長 非常事態宣言において打ち出している危機脱出行動についてですが、産地拡大対策、生産指導、販売対策、組織体制をあげており、農業総合戦略会議で実行に向けての具体的な議論を進めています。

戦略会議では、課題解決の鍵は現場にあるという原点に立ち返り、本県農業のあるべき姿について、農協の営農指導員や県の普及指導員等が現場での聞き取り調査などを実施しています。そこで得られた生産者の声を踏まえながら、農協の事業や県の施策の反省を含め、活発な意見交換を行い、8月に中間取りまとめを行いました。

その方向性としては、結果としても非常事態宣言で掲げた危機脱出行動とも軌を一にするものとなり、具体的な実行策を定めるため、10月中に最終取りまとめの議論を進めています。

なお、県としては議論と並行して進められる取組については積極的に推進しており、ねぎ産出額100億円を達成するための事業の拡充や農地集積推進班の設置など、組織改革などを実施してきました。

また、最終的には産出額の減少と担い手の減少等による危機をいかにして脱するかということに尽きますが、現在の課題は、中間取りまとめの論点としてあげているように、関係者の役割分担や取組内容の具体化、明確化であると認識しています。

藤原新規就業・経営体支援課長 コロナ禍における農業参入企業の状況についてです。

令和2年度の産出額実績を把握している181社のうち、対前年度比で1割以上産出額が減少した企業は50社となっています。一方で、1割以上増加した企業は80社で、順調に業績を伸ばしている企業の方が多い状況となっています。売上げが減少した企業のうち、コロナ禍の影響によるものは、外食向け薬物野菜や花き

などの一部の企業であり、その影響は限定的と考えています。

それから、各振興局が中心となって参入企業へのフォローアップに取り組んでおり、プロジェクトチームを組織し、重点支援を行っています。また、幅広い人脈を持ち、農業経営マネジメントに精通したカウンセラーの派遣や、新たな薬剤散布による実証圃調査、フォローアップセミナーの開催などに取り組んでいます。加えて、県や国のコロナ関連支援策の情報を各企業に適宜提供しています。

吉止地域農業振興課長 大分農業文化公園の経営状況と入場者数の推移についてです。

指定管理者の公益社団法人大分県農業農村振興公社における公園・研修館部門の当期正味財産増減額は、令和2年度までの直近10年間連続して黒字が継続しており、その平均額は約200万円です。

入場者数については、入場料を無料化した平成17年度以降、23万人から32万人台で推移しており、平均は26万8千人となっています。なお、近年では指定管理者によるネモフィラやコキアの花企画が人気を博し、見頃を迎えた月には過去最高や開園年に次ぐ入場者数を記録しており、コロナ禍ではあるものの入場者数は増加傾向にあると捉えています。

中野審議監兼森林保全課長 塚原地区のメガソーラー関係での林地開発許可について、パブリックコメントをどう許可に反映したのかについてです。県民意見の募集は、本県開発許可申請に対する県民の関心が高いことから、広く県民意見を募集し、県民からの意見と県の考え方を整理した上で、大分県森林審議会に提供する目的で行ったものであり、賛否を問うものではありません。

しかしながら、県民の皆さんからいただいた貴重な意見に対しては、県の考え方を付してホームページに公開するとともに、森林審議会に審議の参考資料として提供し、許可要件を満たしているか慎重に審議いただきました。審議会は異例の2日間に及ぶ審議を行い、許可要件を満たすと認めた上で、事業者等への附帯意見を

付して答申を出しました。

県はこの答申を受けて、森林法の規定に基づき許可しましたが、地域の理解は重要であるとの考えから、特例として事業者の納得を得て、今後も地域住民との合意形成に努めることなど5項目の附帯意見を付しました。県としては、今後の開発行為が適正になされるよう、由布市と協力して引き続き監視します。

続いて、景観対策の計画策定における林地開発許可との関係についてです。景観計画については県の基本方針や市町村、県民、事業者の役割を定め、関係市町村との仕組みづくりなど来年度中に策定すると聞いています。林地開発許可としては、今後、関係部局と情報を共有しながら景観に関しても可能な限り適切に対応します。

堤委員 今月に産出額のまとめをすると。その中で、どういう形で産出額を増やしていくかという一番大きな眼目があれば教えてください。

もう一つ、企業参入の関係では1割で50社という状況でした。これはやっぱり大きいと思うんですね。せっかく出てきたのになかなか売上げが伸びないと。コロナの影響等はあるんでしょうけれども、特にそういう事業者に対する支援策、経営指導もそうなんだろうが、特別に何らかの手立てをしているものがあれば教えてください。

それと、林地開発の関係で2日間審議をしたのは初めてなんだろうね。塚原のパブリックコメントをしたという点では非常に大きなインパクトがある中身ですが、ただ、それをさきほど簡単に答弁されたみたいだけれども、2日間審議をして、こういう意見があったというのを出したと。5項目にまとめたと言っていました、9割以上が景観破壊だという意見なんだよね。だから、具体的にどういう形で反映したのかを再度伺います。

井迫農林水産企画課長 最終取りまとめに向けて、産出額の増大を図る上での主要な品目についてお答えします。

現在の議論の中では、中間取りまとめに基づきますが、方向性として生産者、農業団体、市

町村、県が一致団結して取り組むべき推進品目を再定義することをうたっている、これらは今後、振興策の枠組みを含めて議論がされるものであり、現時点をもってこれらの品目だとは申し上げ難いところです。今後、地域を中心にいかなる品目で頑張っていくのかが具体化されていきます。

ただ一方で、さきほどの答弁でも申したとおり、白ねぎなど既に一定程度推進品目としてコンセンサスを得られている部分があるので、この中間取りまとめでうたっている短期集中的な支援の対象としては、白ねぎを含めマーケットインの観点からも市場で競争力が発揮できる品目になると見込んでいます。

藤原新規就業・経営体支援課長 コロナによる農業参入企業への特別な対応について、例として2点御報告します。

1点目は、資金不足があるのでコロナ関連施策などを情報提供し、振興局と企業で検討してセーフティネット資金などに対応し、運転資金の確保に努めました。

それから企業の状況をよく確認して、機械を入れることで人件費などの節約につながるものは、機械の導入に対して支援をしました。

中野審議監兼森林保全課長 附帯意見等への反映の状況です。

まず、塚原地区についてパブリックコメント等の多くの意見は、やはり塚原の自然景観は非常に大事ではないかといった声でした。

そこも踏まえて、県としても自然景観は非常に大事であることは認識しており、高速道路からの景観をシミュレーションするとか、環境保全に対して慎重に計画案を吟味した上で、事業者が開発地周辺の修景植栽の改善を指導しました。これにより、景観に対して最大限の配慮がなされたと考えています。そういったことを踏まえて許可を出すに至っています。

吉村委員 2点お伺いします。

両方コロナ関連の事業で、かつ本年度も継続されているので伺います。

まず1点目、主要な施策の成果173ページの県産農水産物学校給食提供事業についてです。

農林水産業の皆さんが非常に大変な中で、学校に4トン提供したとありました。その後の食育の部分で実際どういった成果があったのか、食育関連にどの程度予算を使ったのか、分かればあわせて教えてください。

2点目が、同じく179ページの木材消費拡大緊急対策事業です。これは、利用量に関しては非常に増えたと記載しているが、実際の棟数は60棟ほど足りていないのが現状であり、狭く深い施策になったと思います。実際、どのような周知をしているのかお伺いします。

井迫農林水産企画課長 県産農水産物学校給食提供事業についてです。

本事業では、学校への食材の提供とともに食育を通じた児童生徒の農林水産業への理解醸成に取り組んでいます。今年度の1学期実施分については、新型コロナウイルスの影響に配慮して、学校からの要望に応じて感染症対策を講じた上で、生産者及び県職員の派遣による出前食育授業などを実施しました。また、出前食育授業を行わなかった学校でも、県が本事業用に作成配布した食育用の資料を活用するなどして、学校の先生による食育授業や給食時間内の校内放送、給食日よりなどの様々な方法で食育活動が実施されました。

食育活動の成果として、生徒、児童の反応を見ると繁殖や肥育といった農業の仕事の違いが分かった、あるいは牛に興味が出てきた、これから感謝して食べたいと思うといった学びに関する反応や、初めて食べた、感動したといった感想、また、コロナに負けず農家の方に頑張っていたいただきたいといった応援など、様々な反響を得ました。

生徒、児童に生産者のやりがいや苦勞、農林水産業の大切さと本県の産品について知ってもらう大変良い機会になったと考えています。また、食育関連の予算については現在資料がないので、別の機会に情報を御提供します。

高村林産振興室長 木材消費拡大緊急対策事業についてです。

本事業は、令和2年度事業については8月から開始して、100社の工務店から290棟の

申請がありました。目標とする棟数には届かなかったものの、地域材の利用料は5,167立方メートルで、目標の3,500立方メートルを上回りました。

本年度事業については、支援対象に切れ間のないように4月1日から開始しており、事業執行にあたっては、補助金申請事務を行う工務店の事業推進費も予算化して、工務店にも事業周知をお願いしています。また、年度当初から事業を紹介するチラシを作成し、建築士会、住宅ローンを扱う銀行等に配布するとともに、新聞広告や市町村広報紙等への掲載、県及び県木材協同組合連合会のホームページ等で紹介を行いました。9月末現在の事業進捗状況は、新築住宅289棟に1億3,504万ポイントを交付しており、進捗率は約60%となっています。

また、今年度新たに申請した工務店は47社増加しました。また、建築市町村も姫島村を除く県内17市町まで広がっています。その結果、木造在来軸組工法による8月までの県内住宅着工戸数は2,125戸と前年比108%となっています。

今後とも、木材需要の多くを担う木造住宅の地域材利用の促進に努めます。

吉村委員 学校給食に関しては、若い子たちが農林水産業に興味を持つ大きなきっかけとなっていくのかなと感じました。ぜひ、今年度残りも引き続きお願いします。

木材に関しては、1点気になるのが私の周辺ではなかなかこの事業を活用されていないのが実感です。地域でリフォーム等をされている方にそれとなく聞いてみると、知らないといった声だったり、工務店からの案内もないという声も耳にしています。工務店関係に加えて、消費者の私たちに向けても大きな周知は必要だと感じるので、残りの期間多くの方が使えるように、また、興味を持てるように周知いただければと思います。

守永委員 決算事業別説明書181ページと主要な施策の成果184ページ、農林水産業保険普及推進事業についてです。

農林水産業者の経営安定化を図る公的保険の

制度の加入促進を図るための事業ですが、2018年から2020年まで取り組み、国の事業に引き継ぐと書かれているが、国に引き継がれるとしても、大分県下の農林水産業者の経営安定化のために国とともに取り組まなければならない課題でもあるわけですが、この3年間の取組の中で、達成率71.7%にとどまった要因についてどのように分析したのか、また、解決策について何か考えがあれば教えてください。

安藤団体指導・金融課長 まず、達成率が71.7%にとどまっている要因ですが、本事業では事業主体の大分県農業共済組合と連携し、制度推進のパンフレットを作成、配布するほか説明会の開催や戸別訪問を行い、収入保険の加入促進に取り組んできました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により大人数が集まる説明会が開催できなかった、戸別訪問も豪雨災害やトビイロウンカの被害への対応で十分に行えなかった、複数品目を生産している場合、収入が平準化されて保険金がもらいにくいと感じることがあるなどが、達成率がとどまった要因と考えています。

これに対する解決策として、比較的小規模の生産部会の役員や部会員との説明会、振興局が農業者を集める際に収入保険等についても説明を行う等の対応を取っています。また、一般の加入時期の1月の前の10月から12月を新規推進月間としていますが、昨年の反省を踏まえて、年度当初から戸別訪問を実施して推進活動を行っています。また、国も掛金の安いタイプや初年度加入では野菜価格安定制度との併用を認めるなどの改正を行っており、入っていてよかったという加入者の声とともに、収入保険のみではなく農業共済制度全般の仕組みとメリットを丁寧に農業者に対し説明していきます。

守永委員 コロナで集まりにくかったというのは事業を推進する上では一番の大きな課題だったと感じるし、なかなか情報が伝わらない部分もあったと思います。

ただ、この収入保険そのものは結構年数がたったもので、コロナの前から制度がある状況の中で、やはり加入する上で他の所得補償関係の

制度と重複することも農業者から話を聞いています。他の生産原課とそういった課題について議論をしたことがあれば、その状況なり何らかの対応策等を考えているのか、その辺の状況を教えてください。

安藤団体指導・金融課長 確かに野菜価格安定制度については価格の低下、野菜の共済等については収量の低下、それぞれに特徴がある制度がありますが、国も含めて収入保険が価格の低下、収量の変化、それを含めて収入という観点から保険金の下りる制度となっているので、これを中心に推進していくように各関係機関と話をしています。

守永委員 さきほどの説明でも、この保険に入っていて助けられたという話がありましたが、そういう事例を紹介しながら、ただ、どうしても規模が大きくなるほど掛金そのものが高く感じてしまうといった制度になっているので、その辺、掛金そのものは安定運営を考えれば仕方がない部分ではありますが、それも含めた上で農家の理解を得る努力を、現場の方々と一緒に取り組んでいただければと思います。

羽野委員 私からは2点お尋ねします。

まず1点目は、主要な施策の成果190ページ、農福連携推進事業についてです。9人が農福連携に取り組んだと記載しているが、具体的な業種、経営品目と作業内容、それから何人が就労したのか、振興局と市町村、農協でということなので、どういった地域でどのような作業を行ったのか伺います。また、農福連携に取り組んだ結果、今年度も継続して、取組を連携していくことにつながる成果になっているのかお尋ねします。

2点目は、森林環境譲与税に関連して、令和2年度における森林環境譲与税の譲与額とその用途について、どのような内容になっているかお尋ねします。

藤原新規就業・経営体支援課長 農福連携推進事業についてです。

農業者、障がい者、双方にメリットがある関係の成立を促すため、研修の実施や新たに農福連携に取り組む農家への支援などによって、農

業分野では九つの経営体が農福連携に取り組んだところ。具体的な作業としては、ピーマンや白ねぎ、露地野菜などの収穫作業、かんしょの弦切りや選別作業、なしの剪定の補助、県南で栽培されているサンクイーンンの袋がけ、白ねぎの雑草取りなどを行っています。

それから、1日1か所当たり3人から11人の障がい者が作業を行い、佐伯、臼杵、日田、由布、豊後大野などの各地域で実施しました。期間としては6月から9月、あるいは7月からずっと通年など、各繁忙期に行われたケースや、現在でも引き続き実施している経営体もあります。

これら農福連携によって、農業経営の発展と地域共生社会の実現に向けて、JAやおおいた共同受注センターなどの関係機関や市町村との連携を密にして、農福連携を今後一層推進していきます。

吉川林務管理課長 森林環境譲与税についてお答えします。

令和2年度の大分県への譲与税の配分額は1億3,685万6千円です。県の譲与税の用途は大きく三つあり、一つ目が市町村の森林経営管理業務への支援、二つ目が森林整備に関わる担い手の確保・育成、三つ目が木材利用の普及促進と位置付けています。

市町村には林業技術者が少なく、森林環境譲与税の有効活用を進めるためにも、一つ目の市町村への支援は非常に重要であると考えており、県の譲与税の決算のうち3分の2を充てている状況です。具体的には、譲与税を活用して森林情報のデジタル化、精緻化を行うとともに、市町村の譲与税の用途の基準となるガイドラインの作成、市町村の人材育成に向けた研修の開催、あわせて県の普及員と関係団体が連携したプッシュ型支援を実施しています。

羽野委員 農福連携については、できれば県下全域に広がってほしいですが、経営品目が違うので、当然、産地ごとで作業内容も変わってくるし、向いているか向いていないかという問題もあります。ただ、草取りあたりは全県下で共通してできると思うので、できればそういった

情報は、全県下で共有すべきと思いますが、共有されているのかお尋ねします。

それから譲与税については、令和2年度については基金積立はされているのか。されていればいくらなのか、教えてください。

藤原新規就業・経営体支援課長 この事業の推進方法ですが、県下6振興局を通じて各市町村、農家に推進しており、昨年度の実績はそういう所でしたが、ほぼ全県下でやっていただいています。

吉川林務管理課長 令和2年度の基金積立ですが、およそ2,500万円です。

羽野委員 できれば、今の農福連携の実施状況を一覧表か何かでいただければと思います。

それから、森林環境譲与税についても、決算状況の一覧を決算額を含めて提示いただければと思うので、委員長よろしくお願いします。

大友副委員長 ただいま羽野委員から資料提出の要求がありました。

お諮りします。ただいまの資料を委員会として要求することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友副委員長 御異議がないので、ただいまの資料を要求することに決定します。

二ノ宮委員 3点について簡潔に質問します。全て主要な施策の成果からです。

1点目は164ページ、第12回全国和牛能力共進会対策事業です。これは驚いたんですけど、出荷目標100頭に対して実績56頭で評価Dとなっています。令和4年に鹿児島で全国和牛能力共進会が開催されますが、この鹿児島大会での成績が今後の大分県の畜産へ与える影響は大変大きいと思っています。こういう状況で本当に大丈夫かと心配しています。以後、どのような取組を考えているのかお聞きします。

2点目は172ページ、しいたけ消費拡大推進事業です。さきほど少し説明があったんですけど、220人の生産者、年間16.7トンの生産で評価Aとなっています。これは、県内しいたけの生産量の約何%になるのか。それと、二つ目がうまみだけの平均価格、一般のしいたけの平均価格に対してどういう状況なのか。そ

れから、消費者の評価をどのように取って、どういう分析をしているのか。また、栽培農家が分別などで大変苦労していますが、その対策について。そして、どうしてもしいたけを拡大していただきたいという思いは強いんですけど、こういう方法で消費者拡大につながるのかお聞きします。

それから、3点目が196ページ、国土調査事業です。県内の進捗率が63.5%と大変低いのに驚きました。さらに驚いたのは、全国が51.9%で、こんなに進んでいないのかと思いました。個人の権利行使や公共事業時などで地籍図というのは本当に必要不可欠だと思っています。調査が進まない大きな要因を、どのように捉えているのか。また、公共事業などでの未調査地域で問題点はないのか。それともう1点は、由布市挾間町は20年ぐらい前に終わっており、30年も前に終了した地域もあると聞いていますが、当時の測量精度で問題ないのか、その対策についてお聞きします。

本田畜産技術室長 全国和牛能力共進会についてお答えします。

来年に迫った鹿児島大会に向けては、新たにおいしさの指標が審査基準に導入されたことから、県の推進協議会では平成30年度から、おいしさの指標とされるオレイン酸能力の高い種雄牛、雌牛をあらかじめ選抜し、出品候補牛を計画的に生産する取組を開始しました。具体的には、県内全ての繁殖雌牛約1万4千頭のうち産肉能力を事前に評価し、妊娠状況等を把握した上で、脂肪交雑、枝肉重量、それに加えてオレイン酸生成能力の育種価を選抜に加えました。

こういった取組をした結果、繁殖雌牛179頭を選抜しました。それから3頭の種雄牛を指定交配し、人工授精の結果56頭が生産されました。この牛については本年4月に既に肥育農家に引き渡され、飼育されていますが、今申したように、より選抜を高めて能力の高い牛を計画的に生産した結果、出品候補牛の頭数が減少しました。

肥育については、来年10月の出荷まで約1年残っているので、これについては各地区での

指導班の取組、超音波診断技術を活用した発育状況の管理、畜産研究部で行っているオレイン酸を高める飼料給与の試験結果などを活用しながら、来年8月の最終予選での選抜に結び付けたいと思います。加えて、種牛区については前回日本一ということで、今回も上位入賞を目指して、本年9月に由布市、豊肥地区、玖珠郡で、育種組合のある地域で調査会を開始したところなので、各地区での飼養管理の指導を徹底しながら、今回も上位入賞を目指します。

高村林産振興室長 しいたけ消費拡大事業についてです。

本県の令和2年時のしいたけ生産量は916トンで、うまみだけは約2%になっています。今後、令和6年にはうまみだけ200トン、約15%まで増やす計画を持っています。今年のうちうまみだけの平均単価は1キログラム当たり4,637円で、全体に比べて509円ほど高く取引されています。これまでいろいろなプロモーションを行う中で、消費者からは料理に合ったしいたけが提案されていて手に取りやすくなったといった評価を受けています。

生産者に対しては、生産工程ごとの管理事例を林業普及指導員を通じて紹介するとともに、1箱に満たない端物も出荷しやすいように、端物合わせ経費に対して支援を行っています。これまでの取組により、販売店舗は百貨店や直売所を中心に59か所に増え、県外でも販売されるようになってきました。これから年末年始の需要期を迎えることから、飲食店でのうまみだけフェアや販促イベント、オンライン料理教室等を行うこととしています。

今後とも、プロモーションなどを通じて販売店舗を増やすなど、販路拡大を図ることで消費拡大に努めます。

黒垣農村整備計画課長 国土調査事業についてお答えします。

御質問1点目の調査が進まない要因ですが、高齢化や不在者地主等により境界を把握している関係者が少なくなり、立会いに時間を要していることや、1筆当たりの面積が小さく、高い精度を要する都市部での調査が多くなったこと

などにより進度が上がっていない状況です。

2点目の未整備地域の件ですが、未整備地域で公共事業を行う場合は、法務局に備付けの字図などを基に関係者で立会いを行い、境界確定の上、事業を進めています。

3点目の当時の測量精度の問題についてですが、調査が終了している地域で事業を実施する場合は地籍図を基に境界を復元し、再度関係者立会いの上、確認を行っています。この際に支障が生じた場合は、法務局と相談しながら適切な登記が行えるように対応しています。

二ノ宮委員 1点目については56頭で大丈夫だと。それを今から大事に育てて来年に備えるということだと理解しました。ぜひ頑張っていたきたいと思います。

それから、しいたけ拡大ですけど、これが一番大変なのは分別です。特に駒を打って、ほだ場に分けて入れて採取して、乾燥してさらに出荷という、その中で他のものが混じったら、そのしいたけの特性がゼロになり、ここをやらなければこのうまみだけの特性が出ないと思います。

一つだけ提案ですけど、例えば、プロに聞くとそれぞれの品種で、乾しいたけを戻す時間によってうまみが変わってくると。それぞれの品種で戻し時間やどういう料理に使うのがいいのかを、ぜひプロに研究していただいて。そこを広めていかないと、なかなか拡大できないと思います。大分県を代表するしいたけです。ぜひいろんな手で拡大していただきたい。

それから国土調査、高齢化とか不在者、所有者がいないからという説明でした。これは、先に延ばすほど、ますます大変になると思います。大変難しいですが、少しハッパをかけて調査を終了しなければ、後々ますます困っていくのではと大変心配しています。要望です。ぜひ力を入れていただきたい。

鷺海委員 2点について質問します。

主要な施策の成果の184ページ、地域育成型就農システム支援事業について、主な事業内容がありますが、その二つの事業内容の説明をお願いします。

それから、次の185ページ、農業次世代人材投資事業について、主な事業内容が3点ありますが、事業内容の説明をお願いします。また、①から③を足すと5億5,169万1千円ですが、決算額は4億9,671万円です。この差額について説明をお願いします。それと、予算額が5億6,972万4千円ですが、決算額との差が7,301万4千円となっています。主要な事業ですが、どういうことで不用額になったのか、その辺の説明をお願いします。

藤原新規就業・経営体支援課長 地域育成型就農支援事業の事業内容と具体的な取組状況についてです。

新規就農者の受入れは、技術習得、農地、住居など就農に必要な支援を一体的に行う必要があるため、産地や市町などが中心となることが重要です。ファーマーズスクールについては、ハウスや作業舎などの常設施設の設置が困難な市町において、農家の下で技術研修や関係機関による座学が実施されています。県では、模擬営農用圃場の借上げや指導農家設置に対する支援を行いました。これまでに13市町30品目で設置され、令和3年3月末で97人が就農し、36人が研修中です。

続いて、就農学校については市、農業公社、農協が設置した常設の研修施設で技術研修や座学が実施されています。県は研修用施設の整備、借上げや指導者設置に対する支援を行いました。これまでに8市町10か所8品目で設置されて、令和3年3月末で119人が就農し、30人が研修中です。就農学校又はファーマーズスクールが設置された市町は、15市町30品目となり、研修終了後の自営就農者は216人となりました。また、研修中の者を含む制度利用者の合計282人のうち、県外からの移住者が153人と過半数を占めています。研修制度が充実しているなどの声が聞かれ、移住就農者の確保に向けた効果が見られている状況です。

続いて、2点目の農業次世代人材投資事業の内容と交付金の支給方法、不用額についてです。

給付金は就農時に50歳未満などの一定の要件を満たす者に交付します。経営開始型は、財

源は国が10分の10で、自営就農者に対して経営開始1年から3年目で1年当たり最大150万円を交付し、4年目から5年目に最大で年120万円を交付します。年2回、就農状況を確認して、市町村経由で交付金の支払を行います。それから準備型は、県が認めた研修機関で研修を受ける者に交付を行います。財源は同じく国が10分の10で、1年間で最大150万円、最長2年間交付します。年2回、研修状況を確認して、農業農村振興公社を経由して支払を行います。それから、親元就農給付金ですが、これは親元就農者に対して交付して、県が2分の1、市町村2分の1の負担です。対象としては、農業大学の研修を行う者に1年間150万円、親元で営農を開始して1年間に100万円を最大2年間交付します。親元就農給付金は、市町村経由で年2回支払を行います。それぞれ一定の期間以上、営農が継続しない場合は返還する必要があります。

次に、不用額の発生理由ですが、この予算については当該年度の交付予定者を最大限計上しています。予算執行については、当該年度に要件を満たす者が交付の対象となり、この不用額が発生しています。

鴛海委員 ファーマーズスクールとか就農学校を卒業した人で、現在、1年以上継続して農業に従事される方がどれくらいいるのか、その辺の説明をお願いします。

藤原新規就業・経営体支援課長 就農後の定着状況ですが、県では就農5年後の定着について調査しています。率として69.9%の方が、新規就農5年後に営農を続けています。この内訳ですが、自営でされている方は84%、雇いで就農された方が48.8%です。

鴛海委員 農林水産省が概算要求の中で、新規就農者に対する農業支援の関係で目標を大きく掲げて検討しているようですが、やはり農業を続けるためには、何といてもいろんな支援が必要です。特に、認定新規就農者と私も関わったんですが、補助金とか予算の確保がなかなか難しいんですよね。皆さんは事務屋なので簡単に分かると思うけど、農家の方はなかなか分か

りにくい。私分からないんだから農家の方は分からないと思いますが、その辺を分かりやすく説明して、農業者が農業を続けられるように、ぜひ支援をお願いします。

特に、園芸振興課の関係なのか分かりませんが、白ねぎの関係で育苗、定植、管理、収穫、出荷調整とか5項目にわたって、それぞれに応じたいろんな形の支援策があり、これについても4分の1とか3分の2とかあるけれども、食べ物はなかなか補助金がありません。新規就農するときには5、6千万円とか7千万円ぐらいかかるので、この支援のために補助制度とか融資制度が必要なもので、ぜひその辺も支援していただきたい。この中で、一番大事なトラクターの支援がないんですね。国の事業であるだけで、県の事業はないんです。これは高額になるから、県の事業はなかなか難しいと思うんですけど、やはり新年度に向けて、何とかトラクターとか購入できるような補助制度の検討をぜひお願いします。

後藤委員 3点伺います。

1点目は、決算事業別説明書200ページの種子管理事業費に関してですが、平成30年に主要農作物種子法が廃止されて以降、何か特別変わったこととか、今の現状を教えてください。

それから2点目が、210ページの畜産振興対策事業費の養蜂安定対策推進事業委託料ですが、委託先等の連携と、現状で何か課題等があれば教えてください。

それから3点目が、さきほど羽野委員も聞かれた農福連携ですが、10月1日に農林水産省も農福連携推進室を正式につくりました。もともと農林水産省が言っているのは障がい者等、その等の中に本来は高齢者や生活困窮者も入るといのが農福連携という形です。あえて、等が入っていないのが大分県の農福連携なのか、その辺も含めて教えてください。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 種子の管理の関係でお答えします。

主要農作物、いわゆる米、麦、大豆の優良な種子の生産普及については、おおいの食と農林水産業振興条例や主要農作物種子法の規定を

踏襲した大分県主要農作物種子制度基本要綱等の整備によって、法の廃止前と同様に、県が新品種及び新技術の開発、普及に主体的に取り組む体制を継続しています。

当該事業では、米、麦、大豆に関して、県内に普及すべき優良な品種を決定する試験の実施、種子生産計画の策定、原種、原原種の生産、種子生産圃場及び生産された種子の審査などを農林水産研究指導センターの水田農業グループや振興局とも力を合わせて実施しており、こういった取組によって、これまでも県内生産者に優良な種子をしっかりと届けることができています。

今後も、県内の農家が安心して生産を続けられるよう、大分県主要農作物改善協会等の関係機関とも連携を密にして、優良種子の安定的な生産と供給を続けます。

本田畜産技術室長 養蜂安定対策推進事業についてお答えします。

この事業については、昨年度、レンゲの種子及び植生状況の調査として大分県養蜂組合に委託して実施しています。レンゲの播種時期を遅らせることにより、害虫の被害防止等一定の効果があり、今後は採蜜期間の長い蜜源の確保が求められる等の調査結果が出ています。

養蜂の課題については、御指摘のとおり蜜源の確保、ダニ等の疾病の予防対策、また、近年一般の養蜂業者が増えているので、蜂群の適正配置、そういった課題があると認識しています。

本年度については、この事業の中で、採蜜期間の長いヘアリーベッチという新しい蜜源植物を播種していただいて、調査を行うようになっています。さきほど言ったように、養蜂組合とは日頃からダニの疾病対策、蜜源確保、転飼調整といろんな形で意見交換を行っており、今後、コロナの状況を見据えて研修会等も計画しています。

藤原新規就業・経営体支援課長 委員が御指摘のとおり、農福連携は障がい者などの農業分野での活躍を通じて、本人の自信や生きがいを創出し、社会参加を促すものです。農業経営の発展とあわせて、地域共生社会を実現していく上

でも非常に重要な取組であると考えています。

県では、平成29年度から令和元年度までの3年間、障がい者が取り組みやすい作業の切り出しや作業速度、精度の把握を行い、作業モデル15件について検証を実施しました。その検証結果によって、農福連携に取り組む新たな農家の確保を進めるとともに、特に働き手が必要な園芸品目における障がい者の農福連携の拡大を図り、障がい者の農福連携を現在、推進しています。

後藤委員 農福連携で、障がい者のところは分かりました。私が聞きたかったのは、今後、高齢者や生活困窮者を農福連携の中に入れていくのか、その辺を聞きたかったのがまず一つです。

それと、養蜂というか蜜源の関係は何度も言ってるけど、やっぱり蜜源、花粉源を誰が作るかという問題が重要で、はっきり言えば、養蜂業者に蜜源、花粉源をつくれというのはほぼ無理だと思います。だから、蜜源、花粉源をつくる委託先等は、今後どういうところを考えているか教えてください。

あと、種子法の件ですけど、大分県は要綱で十分よくしていただいているのは、私も何度も見て分かっています。ただ、それでも心配される方が条例制定の請願をあげてくるんですけど、唯一言うなら、今ある要綱の中にそういった文言等を入れるなどして、しっかり種子を守っていくという形であればいいと思うし、あと、種子の確保の関係で思うのが、今やっているのがアナログ過ぎて——例えば、種子を農家に出すときに、いまだに米の紙袋の中に出荷表を入れてくるんですけど、ああいうのもデジタル化とかデータ化できるようにしたらいいと思います。古いやり方がいいと言う農家もいるでしょうけど、やはり今、若い農家が増えているので、そういった古いところを少しでもデジタル化できたらいいと思います。

藤原新規就業・経営体支援課長 農福連携についてです。

県では高齢者や生活困窮者、引きこもりの状態にある方、犯罪や非行をした方など、障がい者以外における農福連携についても、あらゆる

制度や仕組みを活用し、関係機関と連携して取り組んでいます。農作業を希望する高齢者については、シルバー人材センター、農業経営サポート機構、菜果野アグリなど、農業で働く場を提供する仕組みも充実されてきており、気軽に農業に従事できることで、健康や生きがいがづくりが増進されることも期待されます。

それから、生活困窮者や引きこもりの状態の方については、JA全農おおいたや菜果野アグリと連携した取組が大分方式として令和2年度、国のモデル事業に採択され、九州地域で展開されています。それから、刑務所の退所者についてですが、菜果野アグリで受け入れた実績があり、今年度については、この共生における農福連携の推進について、県の農業法人協会でチラシを活用した啓発を行うなど、法務省の福岡矯正管区とも連携して取り組んでいます。

このように、各関係機関と連携を図って、今後も引き続き農福連携の推進を図ります。

本田畜産技術室長 養蜂の蜜源の確保についてです。これまで養蜂農家を中心に水田でのレンゲの作付け等、果樹、柑橘等での蜜源ですが、これを増やしていく上では、まずは既存の耕種農家とか山林の所有者に養蜂を理解してもらうことが大事だと思うので、そういった啓発とあわせて養蜂の蜜源対策について取り組んでいきます。

淵野審議監兼水田畑地化・集落営農課長 これまでの取組でもう少し反省すべき点等があれば、県の取組を生産者の皆さんも含めて、よく理解していただくことも大事ですから、そういったPRもこれからよく考えます。

それから、現場でかなり古いやり方をやられているということですが、一つ一つ農業のスマート化という視点でいろいろ進めていく時代なので、農業団体の取組ともよく連携して、時代に合ったやり方を少しでも取り組めるところがあれば、いろいろ協議もしていきます。

後藤委員 あえて質問したのは、これは地味な事業かもしれませんが、本当に重要だと思っていて、例えば、養蜂の予算は倍増してもらっているのはありがたいですが、ただ、私はそれで

も足りないと思っているので、余るよりむしろ使い切って、大分県の農業の発展のためにしっかりやっていただきたいと思います。

特に種子の関係も、心配される方が多いものですから、その辺を理解してもらった上で、さきほどの話であれば、すぐにはできないでしょうが、ゆくゆく大分県の農業者は若い方へ変わっていくから、そういったデータベースをつくるか、メールでやり取り等をするとかもそうですが、いわゆるICT化も含めてしっかり農業関係のセンターを充実させることが必要です。そういった内容になると、やっぱり予算等もこれからもっと確保していく必要があると思います。

あと、A型事業所とかB型事業所とかありますが、その中でも、例えば、障がい者だけではなく認知症を患う方などが行くことによって、少し症状が良くなるなど、農福連携が活用できればと思うので質問しました。

大友副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

麻生委員 各委員から農林水産部の質問が出たわけですが、大分県の農村が消滅するのではないかと大変危惧されて深刻な状況です。それを守るのは、逆に農林水産業だと思います。

そういう中であって、賢い土地利用と言うか、スマート・テロワール——この発想の中で大事なことは、その拠点を生産研究、品種改良から生産管理、そしてマーケット起点の商品までどのような研究施設とタイアップし、そして、市町村の農村計画——いわゆる地図上なら5千分の1から1万分の1ぐらいの地図の範囲の中で完結できるような、そうした農村計画をどのようにつくっていくのかが問われていると伺っています。その中で一番のポイントは、その拠点をどこに置くのか。例えば、大分県では農業大学校が一つであったり、水産であれば鶴見にある民間の研究所とか、そういったところを拠点にし、その周辺の地域と共にやっていく。そのときの鍵を握るのは女性の力であると思います。

そういう意味で、このスマート・テロワールという観点からの農漁村の消滅を守る拠点をど

ここに置こうとしているのか。また、その農漁村の計画を大分県としてはどのように、どこが主体となってつくっていくのか。私は、単位は市町村だろうが、やっぱり県がサポートして、あるいはもっと主導してやっていかなければなかなか技術的にもできないと思います。その2点について、まずお願いします。

また、最近感じたのは、さきほど担い手の関係で女性活躍という部分も含めて、菜果野アグリの話がずっと出ていますが、例えば、うちの地元のビワの生産で出荷時期になると、選果場に菜果野アグリの方が来て大活躍です。そして、なしの時期にふるさとの庄内に行くと、やっぱり菜果野アグリの同じ方が見受けられると。これはひとつ入口に入ったかなと、成功し始めているなど痛感しています。そういった意味も含めて、この拠点をどうするか。そして、共にやるんでしょうが、農漁村計画をどこが主導するのか、そこが鍵を握ると思うので、そこについてお伺いします。

井迫農林水産企画課長 まず、拠点についてお答えします。

さきほども堤委員からの質問の中でもお答えしましたが、農業総合戦略会議を軸とした検討の中では産業的な部分になるので、委員のおっしゃる中山間地域を守るところとダイレクトではないですが、やはり、中山間の地域を守ることと農業という産業を守ることは非常に密接な関係にあるので、第一には、その軸になるのはやはり農業者の組織である農協を中心に考えています。

物理的な拠点については、今後どのように戦略を展開していくかによって検討していくところなので、具体的な拠点の在り方については、今現在お答えし難いですが、営農機能の拠点、担うべきは、第一には農協システムの基盤ではないかと考えています。当然、これは今後、生産者、団体、行政で地域としてどうしていくのか、どういう戦略をつくるのかを議論していく中で、明らかにしていくところだと認識しています。

もう1点、地域振興、農村を守っていくという意味で計画の主体はどこが持つべきかですが、

当然、地域、農村社会の存続は、県にも市町村にも同等に扱われるべき使命だと考えています。そういった主体の中で、実際に指導力を発揮するのがどこかということであれば、県の指導力が重要ではないかということ、委員から御指摘いただいたかと思いますが、そういった観点でも、我々も正にスマート・テロワール——先般も御指導いただき、全国の事例も研究していますが、地域資源を活用して持続的な営農をつくるという技術的側面では、やはり県から提供できる部分は多くあるので、それと、実際に地域に暮らす生産者、住民がどのような形をなしたいのか、そこは市町村が中心かと思いますが、それらをつなぎ合わせて、あるべき農業、農村の姿を求めています。

ちょっと玉虫色になりますが、指導という面で県のリーダーシップを特に期待されるのは、そういったスマート・テロワールの技術的な側面などではないかと思います。

麻生委員 大分県の大学には、農学部がありません。そういった意味も含めて、さきほどから言っているプラットフォームをどこに置くのか、どこを拠点にして広げていくのかという部分での核を、どうやってつくっていくのかが本質的な課題だと思います。この本質的課題抜きには農村計画はなかなか語れないし、マーケット起点の商品づくりという部分も大きな課題だと思うので、そういった視点を含めて、根本的な部分を含めて農村消滅という危機から脱却するためにどうするのか、本気で取り組む必要があることを申し添えます。

大友副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

衛藤委員外議員 一般会計及び特別会計決算事業別説明書236ページのマリンカルチャーセンター運営事業費について、先般の農林水産委員会の報告で宿泊者数が設置時の年間推定を1度も達成できなかったとありましたが、なぜこのような年間推定が作成されたのでしょうか。

次に、指定管理に変更する際に誤った年間推定が作成された理由の検証はどのように行われ

たのでしょうか。また、年間の宿泊者推定が達成できない中で、指定管理に切り替えるまでに平成4年から平成16年までの13年間を要しています。通常、民間企業等であれば3年時点で事業計画を見直して、修正を図るのが一般的なところですが、当時はどのように事業計画の見直しが行われたのでしょうか。また、指定管理に切り替える際に、事業計画を適宜修正することは検討されたのでしょうか。

次に、指定管理に切り替わった13年間のうち11年間で赤字が計上されています。指定管理に変更した際の事業計画も赤字が続くものになっていたのでしょうか。また、指定管理に変更する際に過去の検証がしっかりと行われていれば、平成17年から19年までの初年度3年間で赤字が計上された際に、今後の事業計画の修正も行われていたり、廃止の検討も行われてしかるべきですが、経営改善に向けてどのような対策が行われていたのでしょうか。あわせて、県は指定管理に変更したことで、年間の委託料支出が削減されたと主張しているが、平成17年時点で指定管理に変更せずに廃止に踏み切っていたら、10億6,629万7千円の県費を浪費せずに済みました。今回の廃止の判断にあたって、早期に廃止の判断をできなかった理由についての検証はどのように行われたのでしょうか。

次に、廃止に至るまで平成30年から令和3年まで4年間を要しています。年間維持費が500万円もかかるため、1年たっても引受先が見付からない場合は、年間維持費を考慮すれば早急に廃止という判断をすべきであったと考えますが、判断までに4年もの時間を要し、2千万円を浪費した理由はどこにあるのでしょうか。**高野漁業管理課長** 通告のあった3点について御説明します。

まず、年間推定ですが、建設前に県と建築事務所が策定して基本計画書の中で示されたものです。これは昭和62年の周辺人口、小中学校や高校の生徒数、観光客数から推定したもので、宿泊者数については海洋科学館などの利用者数の推定をベースに推定したものです。当時は高

速道路もなく周辺の道路環境も良くなかったため、宿泊を前提とした来館が多くなると推定されたと考えられます。指定管理者に変更する際には、当初の年間計画、年間推定にとらわれず、直近の利用者数や宿泊者数を根拠にした数値を基に、委託料の基準単価の見直しなどを行います。その基準を示した上で、5年間の本協定を県と指定管理事業者が結んでおり、県と指定管理者が合意の下に事業が進められたと考えています。

次に、1番目の2点目ですが、指定管理以前については財団法人なので、その理事会の中で事業計画などの見直しが行われてきたと考えられます。財団法人については、県費の支出、基金の運用、県からの人員の派遣により大きな赤字にはなっていませんでした。このようなことから、平成15年の地方自治法の改正から必要な制度の移行期間を経て、本県としては平成18年度から指定管理者制度を、極力早く導入しました。さきほど申したとおり、指定管理者に変更する際には、当初の年間推定にはとらわれず、直近の利用者数や宿泊者数を根拠にした数値を基に、委託料の基準単価の見直しを行っています。その基準を示した上で、5年間の本協定の締結を結び、県と指定管理者の合意の下に事業が進められています。また、その後も運営状況をチェックするために、毎年度提出される事業報告書を所管課又は第三者による評価を行ってきました。

次に、2点目の指定管理についてお答えします。事業計画上では社会教育機能の部分があるので、その収支差額分を県が委託料という形で支出していました。当然、指定管理者としても赤字にならないよう、委託料も含めれば赤字が続く計画には当然なっていません。次に、さきほども言ったように、安価な利用料でその場を提供するという社会教育機能をマリンカルチャーセンターは有していたので、この部分で黒字を出すことは難しいことから、県はその収支差額を委託料として拠出してきました。このため、その他の部分については、指定管理が収支の見合うことを前提に計画を立てています。さきほ

ども言ったように、第三者の評価等を指定管理者にフィードバックして経営の改善対策を図ってきました。具体的には、指定管理者のノウハウを活用した広報、フリーペーパーの発行、インターネット予約システムの導入、冬場の花火大会、国内外からのスポーツ合宿誘致、新電力導入による支出削減、営業専門担当職員の配置、地元食材を使用したメニューの提供などを行いました。このような経営改善努力を進めてきた結果、平成24年度からはその赤字幅も縮小しましたが、最終年度に至っても黒字化は無理であったことから、平成29年以降の指定管理者へのオファーはなかったものと考えています。次に、2の3点目です。地方自治法改正の施行により、指定管理者制度が検討され始めた平成15年度は、開館からまだ12年しか経過しておらず施設利用者の年間推定も下回っていませんでした。地元から地域振興、観光振興の面でも継続の要望も強く、平成15年からの行財政改革の中で民間視点をいかした運営にするという見直しを進める方向性の中で、平成18年度に指定管理者制度の導入を決定したところであり、平成17年時点で廃止するという考えはありませんでした。

最後ですが、行財政改革推進委員会の中で、民間への売却、貸付けという方針で決定しており、できることなら解体費用を出さずに済む方法をこれまで模索してきました。また、地元の中では施設を有効利用した地域活性化を望む声もあり、幅広く可能性を追求してきました。平成29年の公募以降、休館前の平成29年度には5者、休館後の平成30年度には10者、令和元年度には6者、令和2年度には5者に対して施設紹介を行いました。本課だけではなく、他部局、また県外事務所の企業誘致担当の力を借りて、宿泊業、観光関連業、建設業、旅客運送業、食品加工業、不動産業、投資金融業など、幅広い分野で紹介してきたことから時間を要したものです。この間、それぞれの立場で丁寧に努力してきた結果であり、利活用策の提示がなかったことは非常に残念です。

衛藤委員外議員 いろいろとあり過ぎて、どこ

から言うかですが、平成17年時点で廃止の判断をしなかったという話がありました。これは結果として間違っていたということですね。あそこできちんと廃止をしていれば、これだけ浪費しなかったと。結果論ですが、今現在廃止になっているということは、そういうことだったのかなと思います。

1番のところ、財団で見直して大きな赤字ではないと言っていたんですけども、大きな赤字ではないという感覚は、恐らくこれを聞かれた一般県民の皆さんと大きく乖離していると思います。そこの感性からまずはしっかりと見直しをいただきたいし、最後の廃止のところも、可能性を追求して幅広く探すために2千万円を浪費したことが許されるかと言うと、私はそうは思わないですね。そういったもろもろの、なかなか一般の方々から理解を得られない理由の説明が多々あったと思います。

ここで廃止というのは取り返しのつきようがないところです。これをしっかりと見直しをいただいて、ほかにも多々、指定管理等はあるので、こういった問題点を繰り返すことのないように、今あるものをもう一度しっかりと見直して検証してください。

大友副委員長 ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方から質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 ないようですので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって農林水産部関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔農林水産部、委員外議員退室〕

大友副委員長 これより、決算審査報告につい

て、内部協議に入ります。

さきほどの農林水産部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等があれば、お願いします。

堤委員 農業非常事態宣言が昨年度出されて、今年の10月に取りまとめをすると。そういう点では、今年、来年にかけての取組が非常に大事になってくると思うんですね。そういう点で、どういう方向性が出るかは10月のまとめを見ないと分からないけれども、それを具体的に実行するだけの予算を、農林水産業を振興するための予算を来年度は組むべきだと思うので、それをぜひよろしくをお願いします。

羽野委員 さきほど森林環境譲与税に関する決算状況の一覧について、提出を要望しましたが、実は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の第34条第3項には、地方公共団体が決算を議会の認定に付したときは遅滞なく、森林環境譲与税の使途に関する事項についてインターネット等により公表しなければならないと規定されています。この法の趣旨からすれば、決算特別委員会としては譲与税の使途に関する事項について、事前に審査の中で把握しておく必要があると思います。この審査資料については義務付けられた資料ではないので、次年度以降については、今回求めた譲与税の使途に関する事項の資料について、執行部から事前に提出していただくように委員会として要望していただきたいと思います。

今吉委員 今年の3月に、県が農業非常事態宣言を出しましたよね。ということは、令和2年度のいろんな政策で問題点があったと思うんですが、主要な施策の成果によると、総合評価的にもAとBぐらいで、農政で悪いのが余り出ていないんですよ。農林水産部が農家ともっと連携すると言うか、その実態がよく見えていない気がして、そこに何か少し乖離があるのかなと思うんですね。非常事態宣言を3月に出すなら、総合評価はもっと下がったと思うんですけど、内容的には案外下がっていないんだよね。来年度

はその乖離がないようにお願いしたいと思います。

大友副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、農林水産部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で、本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、次回の委員会は7日、木曜日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。